

病夫を療養するために、わが身を魔窟に投じて働いておられるような実例の方々もいらっしゃると思うのであります。こういうような方々に対しましてはまことにお気の毒に思つておる次第でございます。さらにもう、大きな問題として取り上げますと、占領政策そのものがこういう結果を来たすものになつたのではないかと思ふものであります。占領政策は、御承知のように、占領の目的を達成すればよろしいという建前から行はれておりますので、わが国におきましては、主権といふものも、實在はいたしましても、潜在して実効を表わすことができない。占領当局の言いなりほうだいになつて参つたと思うのです。占領政策の目的は日本の弱体化にあつたことは御承知の通りであります。さればこそ、占領当局は、日本国憲法を初めといいたしまして、いろいろなる法制を發布するところに、日本の國民を指導するについて、物質を尊重して精神を軽視するというようなことも知らず知らずの間に行われて参つたと考えるものであります。ここにおきまして、精神文化を専んでおりましたところの日本の國民がいつしか物質文明偏重の考え方方に変つて参つておると思う次第であります。その他いろいろ風俗變乱の原因はあるうかと思いますが、くどいことはよしにいたしまして、私が考えますに、右三、四点というものが著しい原因ではないかと思うのでありますけれども、政府におかれましては、この点についていかなる御認識をお持ちか、お尋ねしておきます。

は負けるものと心得て、また負けてもくたびれないような、そういう國太い精神を日本人は持っていたから、るに、今度の敗戦によって受けた衝撃は強過ぎたと思います。度を失ったところだいまでは衝動が起ると直ちに行動に移す。ことに、性的衝動のことときは、御承知のように、動物を氣遣いなし、血みどろにするほどの強いものでありますから、その性的衝動を直ちに行動に移そうとするところに、今日の風俗騒乱、特に性道徳の亂れがあると思いますが、自由の中にも一つの制限がありますが、アメリカ人の男女間の交際の姿などは、きわめて自由であります。日本人は、そういうことをひどくからって、男女七才にして席を同じうしなかつた時代のものがなお統いておつたのに、急に解放せられて、すべて、中学生から手をつけないで遊んでよい、それがほんとうだといったような形だけを急に見覚えます。そこには心の余裕がなく、制限がないかったところに、私は今日の乱れがあると思う。また、生活の不安を池田委員が仰せられましたことも、全くその通りで、急に生活がこれまでいために、生活に対する用意のなかつた一部の階級の人たちは、働くに仕事なく、不安の心から、ついやすきを求めてこ

そういう職業に陥った者も多いと思いま
す。

今回の売春防止法が、もう一ぺんこ
の原因を探求して、もとに戻つて、あ
らゆる総合行政の措置のもとに、一方
においては生活の指導を与へ、さらに
資金の供給をも考え、職業に対する指導
導をも行なつて、立ち直りを中心とし
てやろう、保護更生が中心であつて、
刑罰は第二と考えてこの法律を作りました
したのも、そこにあるわけでございま
す。ただ、根本は何と申しましても性
道徳の確立ということにある。性道徳が
崩壊しますれば、幾ら生활の安定があつ
ても意義をなしません。スエーデンが
御承知の通りに売春婦のない国として
有名であります。私、昨年行つて現状
を見て参りましたが、売春婦はおりま
せん。どこを探してもいらないといふこと
とは、政府も言い、外國の公館でもそ
う言つておりますが、ほんとうにいな
いようであります。しかし、性道徳は
極度に崩壊しておる。これは、案内書
にまで書いてある通りに、ひどい性道
徳の崩壊が参つて困つておるのは周知
の通りであります。生活に不安がなけ
れば売春はなくなります。しかしながら
、内にささえるところの性道徳ある
いは純潔教育といったようなもの心
がまえが、内から個人の行動を支配せざ
る限り、売春婦がなくなり性の問題が
解決するものではない。むしろ、金の
問題を抜きにして、そこに自然放らつ
なる性行為が行なれておる現実がある
のであります。今池田委員のおあげに
なつた宮城前の混乱のこときもその一
つの姿である。あれは断じて売春では
ないが、性道徳の崩壊から来ておるこ
ころのいわゆる解放せられたる原始状

態である。羞恥心を忘れた本能的行動があそこにあるふれ出しているのであって、私は日本国民の墮落を表現するものだと思う。こういう点につきましては、単に今回の売春防止法くらいで片づくものでないということを痛感するものでございます。

す。すなはち、政府は内閣に強力なる審議機関を設けまして、国会の審議を要するものについては次の通常国会に提出せよという趣旨のものであります。政府におきましては、今国会においては、

す。しかしながら、その性交は性道徳律によつて秩序が維持されなければならぬことは申しますまでありません。こういう観点からいたしまして、私は性交そのものについては法律の介入すべき分野ではないという根本的な考え方を持つてゐるものであります。もしされ、この性交ということに法律が介入をいたしまして、いわゆる取締りといふようなこととの対象といたしまする際においては、予期しないところの人権じゅうりん等の問題を惹起することをおそれてゐる次第であります。さればこそ、売春防止法案におきましても、売春という定義を定めてはおりますけれども、本法にいう売春を不法行為としないで、つまり刑罰をもつて臨まないで、他の方法によつてこれが肅正をしようという考え方もとにでき上つてゐると思うであります。でありますから、本法にいう売春以外の単純売春とかいわゆる売淫とかいうようなことについても、本法は介入せざる罰しないという仕組みに相なつておるのであります。こういうようなことにいたしまして、果して、性交というようなことに法律が介入をしないで、しかして不純なるところの性交を除くことができると、絶滅することができるかといふことにつきまして、政府の所信をお尋ねいたしております。

と思ひます。人間には羞恥心といふものがある。これは神から与えられたるもの、人間のみの特有のものだと私は思う。いかなる生物、動物にもそれはない。羞恥心といふものがあるがゆえに露出しない。露出しないところに、乱交もなければ社会的秩序もまた破られないで保つていかれるのだと思う。性交そのものが犯罪であるかどうかということは、御承知の通りに、たくさん学者の意見もあります。売春行為の根本であるその性交を金にするということに今日法律の問題はあります。が、今はそれが兇罰の対象になつておらぬ。たゞ正当の夫婦であろうとも、性交そのものが露出し、白日のもとにさらされれば、これは犯罪であります。今日現行法において処分せられる犯罪であります。公けなるわいせつの罪として処分せられます。そういう点から考えまして、私どもは、どこまでも男女間の性交といふようなものを厳粛に取り扱い、そうして道徳的にも、純潔の面からも、いわゆる宗教的戒律の面からも、人間としての品性の保持、人格をみずから尊重する意味において深く反省すべきものであつて、これは教育と道徳と宗教、総合して行わねばならぬものであつて、その最低限度をばこの法律によつて支えていこうとする。法律万能でもつてこの問題が解決できないことは先刻からたびたび申してある通りであります。私どもは、そういう意味におきまして、性行為をば厳粛に取り扱つていく。そして、すべての人々がみずから省みてこの行為に対する自律を失わないよう、一面においては法律がその許し得る範囲を認め、許すことのできない範

○池田(清)委員 第六点、保護更生施設の問題であります。婦女の方々がみじめな売春の道に入られないようになるということ、及び、すでに入つておられる方々につきましてはこれを善導いたしまして早く転換するということが何よりも必要なことだと思います。ここに着眼をせらるまして、本法においては保護更生施設に重点を置いてあり、しこうして、それを一年早く、すなわち来年の四月一日から施行するということも原案による説明によつて伺つておるのであります。私はこういふような行き方に対し大いに贊意を表するものであります。しこうして、この法律にありますところの保護更生の施設いたしましては、都道府県に婦人相談所及び都道府県に婦人相談員の設置を強制的に命令をいたし、そしてまた、都道府県に婦人保護施設を任意設置することができるようにして、さらにまた、市に婦人相談員を任意設置することができるようにするということに相なつておるのであります。これだけのことと、先ほど米申し上げましたところのいわゆる転落防止並びに職業転換といふこの大きな仕事ができるかどうかということにつきまして、私は不安なきを得ないのです。でありますから、この際、保護更生施設の内容並びにこれに所要いたしまする予算等につきまして、来年度の予算のものでありますけれども、すでに十分なる御計画があると思うのであります、が、ぜひそれで十分に一つ予算を編成してもらようにお願いしたいという

○松原政府委員 この問題は、ここに御担当の厚生省から社会局長が見られておりますから、社会局長からお答え下さいますが、私どももまたこの点にも一番力を入れたいと思うのでございまして、売春婦人は刑罰の対象でなく保護救済の対象といたしております。また、この法は、刑罰を最後にして、まず保護更生の道を講ずることを先行さしております。保護更生の道は来年四月一日からこの法律において先行する。これによつて対象婦人がだんだん減っていく、対象者がなくなつていゝ、これに関与しておる人々がだんだん減少して、一年後刑罰法を施行するときにはその数が非常に減少しておるであろうことを予想し、希望し、熱望しておるものであります。従つて、これがかぎであつて、生活保護がうまくいくかいかないかによつて、この法案は生きるか死ぬかの境目ににあるのだと思ひます。刑罰は目的でない。刑罰ながらしむることを目的として立案せられたものでござります。この婦人相談所あるいは婦人の相談員その他の施設は、単にそれだけでもつて私どもは能事終れりとは思つておりません。これは、先刻から申し上げますように、関係行政措置の総合的な推進、生活保護法も、母子生活資金の貸付も、世帯更生資金の貸付も、福祉事務所の援護的措置の強化も、あるいは児童福祉法、社会福祉主事、児童委員等の強力な活動、その他数え上げますとたくさんのものがありますが、こういふ人々があたたかい手を差し伸べることによつて、この社会悪のもとを断ち切るよう

に、総合的に努力してもらいたいと思います。厚生省がそのうちの一部を予算とします。してとられます関係上、すでに具体案を持っておいでになるようありますから、この点につきましては厚生当局からお聞き取りを願いたいと思いまます。

○安田(巣)政府委員 お答え申し上げます。

保護更生の基本的な考え方につきましては、ただいま松原法務次官から御説明がありました通りでござります。現状を申し上げますと、現在十七個所の保護収容施設が主要都市にございます。それから、本年度の予算といたしまして四千万円が計上してございまして、これは半年分でございますので、十月から設置されることになりますが、婦人相談所を六大都市の所在の府県と北海道及び福岡に各一個所、それから婦人相談員を四百六十八名、全国の主要の都市に配置をいたしたいと考えております。

この法律案が通りますと、ここに書いてありますことは、第一が各府県に婦人相談所を設置するということが第一の問題でござります。これは、一時保護施設を併設をいたしまして、そして、いろいろ転落の防止でありますとか、あるいはすでに転落をいたしております者の更生につきましてここで相談をいたす。現状で申しますと、警察でありますとか、福祉事務所でありますとか、あるいは検察官でありますとか、その他関係の機関でそういう者を発見し、保護しようと思いましても、送るところがない、すぐその晩から泊めるところがないので困るというよう

○安田(巖)政府委員 お答え申し上げ
ます。

おお、お勧め薦めば候ふよとお

窓口といたしまして婦人相談所ができますなどございますが、一応総合的な立場でありますならば、そこに送つていただきやすらば何とか解決ができるという考え方のならば何とか解決ができるという考え方のなら送り返す、保護者を呼んで引き渡す、あるいはそこで就職のあっせんに立つものでございます。そして、これが立つものでございます。そこで立つものでござる者はそれには必要な治療の措置をとつてやる、そうして、なお、收容施設に入れておられます間に本人の性行その他の観察いたしまして、さらにより適切な措置がとれるという考え方でござります。そして、そこでもしどうしても行くところがない、あるいは簡単にはいられない、そういうところの保護施設に収容いたしまして、そうして、大体年に一回転するといふくらいの目標で、そこでいろいろ生活につきましては、あとで出て参ります。こう、こういう考え方でございます。

したならば、果し
護収容施設に入つ

る事情が違いますので、春闘等をにらみ合おうとしたことはありました。先ほど松原おおいた市長が、有半の猶予期間がいつまでくるかというようつづきり予想がつかないであります。そういうことになりますと、いつまでも明らかになるべくなくなります。どういうふうに考えておられます。

第七点、刑事処分の問題であります。売春防止法では、今も松原政務次官から御説明があり、なわち、一年間の指導保護更生の施設であつて、婦女の売春への転落を防ぐことを率先して行なつますが、刑事処分の問題でありますと、二年から申しますと二年以内に刑罰を科する方をおられるようになりますが、刑事処分法でありますと、最高限度で三年以下の懲役、こういうのに、本

おります。さらにまた、売春をさせる業者に対しまして、一たび違反をいた

考えますならば、ここに盛られました

と思う次第であります、この問題に

とは、はつきり申し上げておきます。

の法律によつて取り締らうとする國の

を施行してその効果をあげしむるため

形くらいが相当であるというふうに私はどちらは考えた次第でござります。
○池田(清)委員 第八点、業者の転換の問題であります。婦女の方々の転換の問題につきましては、先刻来伺つております保謹更生施設の拡充及び指導によつてその目的を達するというので

ついて政府においてはいかなる考え方をお持ちか、お尋ねを申し上げます。

○鷲田清委員 第九点 本法と条例との関係であります。憲法九十四条各項は、法律の範囲内で地方公共団体が各条例を制定することができる旨を明らかにいたしております。従来、地方公共団体の中には、壳春等の取締りの關係に、条例を定めて施行しておるもののが

意思が明らかになるわけでござります。従いまして、國のこの意思に反することとなるいわゆる壳春条例の規定は当然に無効となる、その當然のこととを念のために附則で規定する、こういうふうにいたしております。従いまして、この附則の四項におきま

に、どうしても力を入れてやっていた
だきたいという考え方からいたしまし
て、関係当局における人員並びに予算
のことについて大いに御努力を願つ
て、本法の効果があがるようにしてい
ただきたい、こういうふうに考えてお
る次第であります。これにつきまし

おいて、家屋を持つて、あるいは占有をしてそこに婦女を住まわせて、そこに置いていわゆる売春をなさつておられる業態の方々につきましては、本法の刑事処分施行と同時にそれが犯罪となるということになるわけであります。憲法におきましては、第二十二条において職業の自由を肯定しております。もちろん、この法条におきましては、公共の福祉に反しない限り職業の自由があることになつておるのでありますが、本法が施行されることによりまして、公共の福祉に反する、こういうことになつて参るのであり、従つて、それがために業者の方々は転換をせられなければならぬと思うのであります。しかしながら、転換をせよと申しましても、二年間の猶予はありますものの、実際の問題としてはなかなかむずかしいことであると思います。たとえば、その家を改造せられるにつきましても、改造に要する資金が必要である。あるいはまた、他に移築をされるにつきましても、これまた資金が必要であるというようなことは、実際問題としてあげられなければならないのです。これらの方々の転換につきましては、政府はあたたかい気持をもつて、これに協力をいたさなければならぬ

者の転廢業を希望せざるを得ないのでござります。中国のよう命令をもつて一気にやらせることができれば、これは大へん楽であります。日本では、そういうわけには参りません。そこで、今ごくわざかな実例を見ましても、調布とか八幡とかの転廢業者が難儀して困り抜いておる例を見ましても、なかなかむずかしい。心ある業者はすでに転廢業を考えておりますよ、聞いておりますが、あれほどの資本を入れ、あれほどの大きな家を持つておるのでありますから、二年間に果して全部が片づくかどうか疑わしいものがあると思ひますので、この問題につきましては——と、いうてこれは許されないのであります。公共の福祉にそむく違法の業態を持つ以上は許されません。泣いてもこれを切らざるを得ない。そこで、売春対策審議会の方はなおずっと続けてあれは研究をしていただこうとなつておりますので、この問題も審議会でもつと十二分に研究をしてもらひますに、すでに議題になつております。やがて適切なる御答申があるであろうと期待いたしますが、秋どもも心がけまして、どうかなめらかに転換のできますような手段を講じたい、かようと思つております。ただし、じんぜん法を無視して居るわるということは、既じて許されないものであるというこ

多數あるのであります。本法の附則の四項におきまして、それとの関連の如きを解決するやことが規定されておると思ひます。すなわち、本法におきましていわゆる売春ということを处罚にいたしておられます關係上、國の方針がそうであるからといふので、条例において売春及び売春の相手となつた者を罰しておるところの条例の处罚の規定は効力がなくなる旨を明らかにいたしております。これは当然のことであらうかと思ひますが、いわゆる本法にいう売春以外の行為、たとえば売淫をしておりません。これらは、この点においていよいよ違ひがあるのです。これにつきましては本法は何ら問題ないやうに思ひますが、この点いかでございましょうか。
○長戸政府委員 ただいまお尋ねの点につきましては、昨日逐条解説の際に申し上げたのございますが、本日御配付申し上げました逐条説明書の末段にもこの点を掲げてございます。この法律におきましては、その附則において四項、五項の規定を置きましたが、売春を助長する行為を初め売春をする者の勧誘行為等を本法で広く处罚することにし、これによりまして、この法律に規定する行為はもちろん、売春をしましてはその相手方となる行為その他売春に關係する一切の行為はすべてござります。

して「売春又は売春の相手方となる行為を処罰する旨を定めているものは」云々というのでは、売春に関する限り一切の行為は本法で処罰する趣旨である、従つてそなへて異なる条例はすべて無効となる。>ういうふうな宣言的なものを持つておられると考えております。ただし、昨日申し上げましたように、売春に該当しないところの性交類似行為を取締りの対象としておる条例のその部分は生きています、かのように考えております。

○池田(清)委員 第十点は、検察当局、厚生、労働、警察、そういう関係当局におきましては、この人員並びに予算の問題であります。本法を施行いたしますとする、保護更生施設の拡充をはかることから、万が一法を犯した者については刑事処分をもつて置く、こういうのでありますから、本法を施行されますると、これらの方の事柄に關係を有しておりまする検察、厚生、労働、警察、こういう諸官庁におきましては、これに要する人員並びにその人員に対する予算といふものが必要であることは当然であります。これらのことについては、それぞれ準備をされて、法律の改正すべきものは改正し、予算のとるべきものはどのようにだんだんに準備が運ばれておると思うのですが、私は、本法

て、御準備等がありまするならばお聞かせを願いたい。

○長戸政府委員 ありがとうございます。法務省といたしましては、この予算関係におきましても、やはり処罰よりもその保護に重点を置くというふうに考えております。厚生省、労働省御所管の保護更生の措置のほかに、法務省といたしましても、現在東京地検の更生保護相談室で行なつておるよう、本法の第五条で勧誘等によつて処罰される女子、こういう人たちが、悪質なものは刑罰の対象として起訴することもよりござりますけれども、なるべくはこれを猶予いたしまして、それを保護の方にまかせるというふうにしていきたい。現在東京地検で行なつております更生保護相談室というふうなものを、少くとも全国の主要地検には設置いたしまして、保護その他の関係を緊密にしていきたい、かよううに考えております。ただ、仰せのように、悪質なものに対しましては春環境の助長者その他に対しましては処罰を行ふことになりますので、若干の人員増加を考えまして、且下部内及び関係当局と折衝中でございます。ただ、私どもいたしましては、保護更生の措置を先行せしめる関係からいたしまして、その転廃業または更生の実がいかにあがるか、その状況ないし

はその見通しによつてなるべくは保護更生の方を円滑にするという意味で、厚生、労働両省の御予算を主にし、また、われわれとしても矯正あるいは保護、人権というふうなところの予算について、かように考えております。

は三千円以下の罰金、料金、拘束となつておつて、非常に軽い。三千円といえれば、こういう人たちが一夜の収入にすぎないのであります。軽くともここに一応の区切りをつけておいでになりますのでありますから、昨日も参議院で画龍点睛を欠くと言われましたか、一心の区切りをつけることは怠らむ必

側の御意見も、私どもは「ごめんともだち」と思ひます。ただ、ただいま申しましたような鑑証関係等から、性的処罰といふことを公然わいせつとなつた場合に取り締まるところの法律にまかせ、かくのととき行為に陥つていく前提条件である引つばること、ぐどくこと、並んですつづつその姿態を示すこと、さ

よいというのではなくて、これを刑罰の対象とすることにつきましてはなお慎重に検討を加える必要がある、こういうふうに思うのであります。たとえば、売春婦につきまして申しますならば、違法性の面におきましては彼女たちは処罰に値するというふうにいたしましても、責任の面では几両するこ

○猪俣委員 人類の性活動は生物の存続本能でありまして、これは生存の基本的な本能であります。されば、いうて、人類社会におきましては、この性本能が自由奔放に活動することはできない、必ずや何らかの社会的抑制があるのであります。この社会的抑制はその社会の文化の程度においてその

ます。その一条と三条の嚴とした規定にかかわらず、これの裏打ちがない

したように、性交そのものの犯罪性と
いうものはなかなかむずかしいのじや

案を妥当と認めまして提案いたしたるものでございまして、なお、世界的立法

も考えられますので、対策審議会の答申にもありましたように、将来の問題

方式も違いまするが、現在の文明諸國におきまする社会的抑制は、いわゆる一夫一婦制度となつて、これが性的モラルとなつておるのであります。かくして、社会秩序を維持し、なおよりよき次の世代を生み出しておるのであります。そこで、売春といふものは、この性のモラルに対する反作用であり、挑戦であります。されば、この売春に対する対策は、貞の非情である一つの文

春の不道徳性を攻撃し、性的モラルを確立する意味におきましての法規定というものが、何か裏打ちがないのではなかろうか。どういうわけで、第一条文下三段と書きながら、これに対する

分のしようがない。これが取引のもとにおいて行われるというところに問題があるのです。私もこういうもののが取扱いについては全く知らないのであります。それで、吉良家

てこの法案の成立を認めていただい
て、将来において徐々に足らざるところを補つていただきたいと思うのでござります。

せんけれども、単なる売春行為を処罰する規定を欠きましても、売春環境を助長する行為の一切を処罰することにし、また、売春婦自体につきまして、外に見つかる風俗整備によるき

化闘争として現われておると思うのであります。そこで、この性のモラルを確立すべく、もちろん道徳の高揚が切に要望せられるものであります。なお、そのほかに、国家がこの性道徳の維持をはかり、これに対する破壊作用を鎮圧するための法律規制というのも必要であろうかと思うのであります。

○松原政府委員　この問題が私ども一
春に関する法案との根本的な大きな差
異の一点でありますゆえに、これ
に対しまして、政府の御所信を、概括的
には松原政務次官、法規的には長谷川
政府委員から御答弁を願いたいと存じ
ます。

の意見を聞きますと、略式裁判では一応本人の自白によつて認めるが、公判廷に回ると自白だけでは立証できな
い。無罪になつてしまふ。と申して、現行を抑えるということはできませ
ん。今日、人権を重んずる時代に、昔
のような現場に踏み込むわけにはいき
ません。いろいろ詮証のむずかしいと
いうようなことも専門家の間において

要な点でございますが、私どもが第三条におきまして「何人も、売春をして、又はその相手方となつてはならない。」こういうふうな倫理規定を置きましたのは、売春が惡であることを國の意思として明らかにしたい、というふうに考えたからでございます。しかしながら、これに対しまして刑罰を課するかどうかという点につきましては、少くとも

まして第五条を活用して取り締まると
いうことになりますれば、相当程度目
的を達し得る。——今後売春環境の回
りから攻めて参りますれば、必然的に
売春婦は外に出ざるを得ないといふよ
うに考えられます。そこで、第五条に
よりまして、勧誘等によつて処罰する、
こういふふうに考えられる、かように
思つております。

壳春法等の処罰の中心課題を日本社
会党はそこに置いていります
るが、その点からこの政府案を見ます
ると、いささかわれわれが合点できな

番むずかしい問題で、お尋ねに対してもお答えはまことに苦しいのでござります。が、社会党の御提案によりましても、第一条の違反者に対しての刑罰

現段階におきましてはこれを処罰の対象としないことが妥当であるというふうに考えたのであります。もとより売春行為そのものについて現行のままで

○猪俣委員 松原政務次官から、性交そのものを一体犯罪と見るかどうか、非常に困難なような御説明がありましたが、私どもも、性交そのものを犯罪

の対象にするととかどうとかいう意味ではないのであります。この第一条に書いてあります、人としての尊厳を害する、性道德に反する、社会の善良の風俗を乱す、かような売春、一般的な性交を対象としているのではないか、憲法の保障いたしました人の尊厳、民主政治の基本でありますところの人格の尊厳、これを害するということは大なる反社会的行動である、反民主的行動である、そうして、今、よりよき社会の秩序、よりよき社会を生み出すためのモラルとして樹立せられております性道徳を完全に破壊せんとする行動でありますがゆえに、これに対する一つの文化闘争としての立法がこれであると思ふのであります。ですから、普通の犯罪行為ならば売春婦自身が主犯であります。そういう売春の設備をしたとか周旋をしたとか勧誘をしたとかいふのは、これはある場合は共犯であります。しようし、ある場合は教唆扇動、そろいうことになるので、ほんとうから言えば主犯ではないわけであります。ただ、この売春婦そのものは、いろいろ社会の実情から、あるいは政治の貧困から、お互いの共同責任として生まれたものであるがゆえに、この売春婦のみに責任を転嫁するような考え方を捨てて、社会連帯意識のもとに処理しなければなりませんから、刑罰もはなはだ軽くすべきものであり、なお保安処分を強調すべきものであるけれども、惡であることは變りはない。ただ、刑罰として何ほどかの刑を課するかといふ場合には最小限の考慮を払うことには、もちろんそうあらねばなりません。この卑れたな儀性者にのみ責任を負わせるわけではありませんけれども、

売春行為自身がこの性・道徳に反し、個人の尊厳を害し、社会の善良の風俗を乱すものである限りにおいて、今ここに法律を作るとするならば、何らかこれに対して刑罰を課して、これは国家においても犯罪と見るんだということをやはり一般予防主義においても示さなければならぬのではないかろうか。御説のように、これを犯罪の対象とした場合には、ことに捜査というものを考えますと非常に困難な問題でありますけれども、私は、法の威信のために、一般予防主義のために、そうして性のモラルに挑戦いたしますこれらの行動に対しまして、国家が厳然たる態度を取るべくして、国家が厳然たる態度をとり、その態度の陰におきましては、刑事政策上いろいろの寛大な処置、彼らの更生できる道を開くということは、それは当然考えなければならないこととありますけれども、国家から見て悪であり、犯罪であり、これは处罚されるべきものであるということを、一般予防的にも私は掲ぐべきものではなかろうか、こういうふうに考えておるものであります。しかし、なお、技術的に考えまして、普通の犯罪形態からすれば、主犯に相当すべき売春行為そのものを犯罪としないとするならば、被疑者としての捜査ができません。それをおれば、今政府委員のおっしゃつたように、それこそ人権じゅうりん問題が起るのであるが、一体、その主犯的立場にありますする売春婦及びその相手方、この者を刑罰の対象にせず、被疑者とすることができなくては、捜査というものは困難となるのではないか。被疑者となるならばいろいろ調べることもできましようが、犯罪者ならざる者を一体どういうふうにして捜

査するのであるか。それこそいろいろ問題が起りはしなかるうか。私は、真のねらいはこの哀れな犠牲者を食い物にする業者、勧誘者、ブローカー、そういうものを打倒することが目的であつたといたしましても、それに入りまする捜査の段階といたしましても、この売春行為をした者、その相手方、その者を被疑者として調べられない法制のもとにおいては、より一層困難を来たすのではなかろうかと思う。さつき政府委員が言つた人権じゅうりんを起すかもしれぬというのは、法規において被疑者ならざる者を強制的に取り調べるということになれば、なお取扱い調べるといふことになれば、なほこれは人権じゅうりんに相なるかと思うのでありますて、その人権じゅうりんをおそれているならば犯罪の検挙そのものができない。そこで、やはり、売春婦及びその相手方を被疑者として合法的に取り調べる権限を官憲に与えなければ、その多くのものに踏み込むことができないのじやなかろうか。こういうことに対しまして、政府委員はいかようにお考えになりますか。犯罪捜査の技術上どういうものであらうか、お尋ねいたします。

あるのであります。また、第二に、売春の相手方となるよう勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとえば、これまで犯罪であります。さらに、公衆の目に触れるような方法で客待ちをする、店に並んでわっておる、または広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるよう誘引する、これも刑事罰になるのであります。こうした行動は全部取り締るのであります。また、宿を貸した者も、ポン引きも、前貸しをした者も、業としてその場所を提供した者も、あるいは、いわゆる今日の赤線業者そのものもすべてなくするのであります。残るところは、きわめて個人的な自分の意思で、どこかで何がしかと何かの取引が隠微の間に行われる、だれの目にもつかないところで行われることだけは想定がつくのです。これが犯罪の対象となるからぬかというところに問題があるので、私どもはいわゆる売春なる行為の外郭一切を犯罪として取り締まる。性行動そのものを寝床の中に踏み込んで現場を押えるということだけをしない。それをしなかつたならばこれ以上の法律に画龍点睛を欠くといいう御主張はある。私もそう思う。そういうふうに考えられますが、この点につきまして、どうも私もよくわかりませんけれども、举證困難であり、かつ踏み込む行動そのものに人権侵害のおそろしいものがある。至るところに人権侵害が起る。人権を尊重するがゆえに今こうした立法をしようとするのに、罪のなき人々があだん宿屋に泊りその他いろいろな場所において脅かされるとなると、逆の効果がくるのではないか

かろうか。こういうところが社会党の方々の三千円の罰金をもつてゐるにわれわれに取り入れることをちゅうちよせられたゆえんであります。この技術上の問題につきましては、一つ専門の方からお答えをさしていただきとうございります。

○長戸政府委員 先ほども申し上げましたように、売春行為自体を处罚の対象とするかどうかにつきましては、非常に有力なる御意見があるわけでござります。ただし、猪俣委員からも仰いました。対策審議会いたしましても、売春行為 자체はさしあり刑事処分の対象としないけれども、将来の問題として引き続き調査検討を加えるものとする、かようになつておるわけでございます。私どもは、ただいま仰せのように、普通の犯罪であります供とかその他のはすべて帮助犯あるいは教唆犯といふふうなものとして考えられるのでありますよが、この売春に関する犯罪につきましては、売春行為それ自体が处罚の対象となる場合におきましても、处罚体系はそれとおのずから異なるものであるというふうに考えております。私は、売春婦に寄食して不正の利をむさぼるような者、そういうふうな売春婦を撲取する、あるいはその管理下に置くというところに反社会性を独自に見るべきものであると、いうふうに考えております。現在までに、先ほど申し上げました児童福祉法では、十八才未満の児童に淫行をさせらる行為、こういうふうにしまして、児童を被害者として扱つております。また、刑法におきましても「淫行の常習

やはり被害者的に扱つておるわけあります。このように、従来婦女子を被害者として扱つて來たものを、この際罰します場合には多く浮浪罪その他によつて外表に現われたところで処罰しておるよう見受けられること、その他の点を勘案いたしまして、現在のところにおきましては、これを売春行為の 자체を刑罰の対象としないというふうにしたわけでござります。

それから、取締りの問題でございますが、確かにこれは猪俣委員の仰せのよう問題がござります。私どもいたしましては、当然のことであります。が、売春婦またはその相手方となつた者等を参考人として任意に取調べをすることによって傍説を固めていくといふ態度、あるいは五条の勧誘等の犯罪の被疑者として取り調べ、それをその他の犯罪の立証に役立てる、こういうふうな態度で臨んでいきたい。もとより、それについては相当の苦労も伴うわけであります。それはわれわれとして努力していきたい。ただ、末端において、ただいま猪俣委員の仰せのように、法的な行政措置によらない取調べについて人権じゅうりんのおそれとおいて、ただいま猪俣委員の仰せの四条において特にその点も規定を置いておる、かように考えております。

○猪俣委員 この売春業者あるいは勧誘者、周旋者等、婦女子に売春させることによつて搾取して不正なる利益を得ている場合、これが反社会性を持つてゐることは当然であります。だから

されることはございましょうが、しかしながら、これはその反社会性において、勿論、その反社会性も、根本的に考えれば、売春行為そのものが性的モラルに反して反社会性があるからである。なぜなら、われわれから言うなら、資本主義のものは、売春行為制度であります。いに暴利をむさぼっても、それ自身犯にならぬ。今決算委員会で問題になっている中古エンジン、まだ調べてみにからわからぬが、えらい何千万ともうけてやつているけれども、それをどう取たと思うのです。収奪と思ふ。けれども、その行為自身は反社会性なしという現在の資本主義制度なっております。ですから、売春行為そのものが正当な業務であるならば、それからどんな搾取をやっても、自身は反社会性にならぬと思う。だ、今この第一条に書いてありますように、売春行為そのものが性的モラルに反するところのははだしがた行為であるがゆえに、さような行為させることによって利益をむさぼるははなはだけしからぬということになるわけです。その売春婦のやる行為はできないという論理も立つのであります。そこで、さつき私が申しますように、売春行為そのものが悪であるゆえに、その悪を周旋したり勧誘たり、設備を貸した者かことごとくになるんだという私の論理も立つことがあります。しかし、それは、あなたたるもので最も憎むべき反社会性のものであるのです。

されど、この法律を予期して、それぞれ彼らは身の振り方を考え、みなうちにこもる工作をしていると聞いております。街頭に現われないでしょう。ことに、今の赤坂だの、あるいは柳橋だの、銀座、新橋なんといわれておるところの芸者は、ほとんど九成が、がうつ病になってしまったために、会員としての行為が、それが原因で、心の病になってしまったのです。それで、この法律を予期して、それぞれ彼らは身の振り方を考え、みな逆である、その行為それ自身を実行するものに対する罰がありませんから、せん。要は、やはり売春行為そのものが文明社会における性道德に対する反則である、ただ、いろいろの条件を考慮して、最も手厚い保護とともに、逆ならぬことが起ると私は思うのですが、易ならぬことが起ると私は思うのですが、正しい令状もなしに人を尋問し、あるいはどうこうするということは、これを厳重に守るとなれば、なかなか容易じゃない。ところが、さような場合において、果してこのねらうところの業者その他に対しても検査が十分にできるか。これも非常に困難だ。ことに、今次官は第五条等によって売春婦も处罚するじゃないかと言われたが、第五条等は今の輕犯罪法でも相当やれるんです。現存の輕犯罪法においても相当やれると思うのです。ですから、第五条のようなものは問題がないのです。第五条を強化いたしますと、これはもう街頭に現われないでしょ。もう一度、この法律を予期して、それぞれ彼らは身の振り方を考え、みなうちにこもる工作をしていると聞いております。街頭に現われないでしょ。ですが、街頭へ出るような者は影響をひそめまして、みな隠れるでございましょう。ことに、今の赤坂だの、あるいは柳橋だの、銀座、新橋なんといわれておるところの芸者は、ほとんど九

今刑事問題になつておる赤坂の芸妓や浮氣性淫なんというものはほとんど取り締らなければならぬ。そうすると、結局において、上流社会の遊蕩あるいは浮氣性淫などといふものはほとんど隠密に行われて、これに対しても何らの処罰の対象にならぬ。ほんの労働者や青年その他の人たちの遊び場所だけが問題になるというようなことも考えられるのでありますし、最も家庭を破壊しておられますのは相当富裕な身分の人たちであります。この人たちがいかに遊蕩をやつておるか、それがために家庭がどんなに惨憺たる状態に陥つておるか、その実例は多々あります。私どもは、こういうものに対しては無論から、それをやつておるか、それがために家庭がどうなるならばやられるぞという、やはりこの法それ自身に威嚇の借われるところを持たせたい。そして日本の家庭を乱したる家庭生活を矯正したい。もちろんこれは法律のみでできることでないことは明々白々であります。最低のささえはの道徳の基本線として法律というものが存在することもまた明らかであります。道徳のはんとうの最低のささえはやはり法律であります。法であります。処罰である。私は、さよな意味におきましても、かようないわゆる売春そのものを処罰する必要があるのじやないかと考へる。松原政務次官は、中以上の人たちの間に行われて、ことに芸妓などの売淫行為につきましてどうお考へになるか、それはどういふう

にして取り締られるのであるか、御意見を承わりたい。

○松原政府委員 大へんむずかしいお尋ねでございまして、お答えに苦しみますが、実は、私はさ東京地檢の更生保護相談室へ行つて参つたのであります。そして、送つて参つておる名簿を見せてもらつて参りましたが、東京は地方条例で売春そのものを罰しておるのであります。ほんとうに罰しておるかどうか、どうしてつかまるのかと見ることを見ると、客引きというのが非常に多い。たまに売春というのがある。どうしてこの売春をつかまえたかというて聞きましたら、これは青カソだということでありました。青カソといふのははどういふものか私に知りませんけれども、「そう謙遜するな」と呼ぶ者あり)いや、そう言いますから、青カソというのは何かと言いましたら、露天だと言います。そんなら、もう今日条例を設けずとも公然わいせつ罪がある。それは夫婦でもいかない。あにひとりの売春のみをとがめんや。金をとろうとするまいと、売ろうと買おうと、そういうことに関係なしに犯罪は成立するのであります。たまたまそれがある。それから、宿から出てきたのを捕えるのがあるということをけさ聞きました。お調べ下さいますとわかります。ところが、これは举証ができないといふのは、もう私どもの専門家の一致しておる意見であります。公判廷に持つていつたらどうしても举証ができない。犯人の自白が刑事訴訟法上の証拠にならない。無罪であります。法律にはそういうふうに一面に落ち度がある。法律は万能でない。万能は、人格的自律、社会的制裁、その国

る法律にまとめて上めたのがこの法律でございまして、政府の意向はもちろんでござりますが、しかし、一方においては、国会における、立法の府においては、御要求に基いて行なつたものでござります。

○世耕議員 事務当局も今の答弁でよろしくうございますか。

お答えになりましたように、見方に
よりましては、現行の法規でも取り締
められるのではないかというふうな考え方
もあるわけでござりますけれども、現
在あります関係法規は、それぞれの制
定の時期とか、制定の目的とか、それ
がいわばばらばらでございまして、そ
れ自身に盲点が残されておりまづばかり
でなく、それにもまして、売春業者
なり人身売買なりの取り締りをねらい
とした全体系ができ上つていいな
いという点が一番大きな問題であります。
と思うのであります。従いまして、そ
の総合的な立法という意味で本法案を
提案したよな次第でございます。

が、売春が社会の話題になるるよくなつた原因はいろいろある。いろいろあるが、まず國家権力で取り締まる前に道德の高揚といふことが非常に必要じゃなかつた。性道徳の高揚、これは松原務次官もあるる述べられたところであります。道徳の高揚、性倫理の向上として、あるいは私の考え方と当局の考え方とは違うかもわからぬから、ここに例をもつてやつておるかどうか、私は非常に疑わしいと思う。その点に関しては、最近発行された「太陽の季節」という芥川賞をもらつた本がござりますね。それからまた、今月も出来ましたが中央公論に谷崎氏の第三回目の「鏡」という連続的な日記体の記事が出ました。あれをどう見ますか。あれをどう見ておきたいと思います。ああいうことと自体が、いわゆる熱情にかられ青春の気溌ちた青年をどこにかり立てていいか。この解釈をまず基礎にしてから出発していかないと妥当な見解はできぬのぢやないかと思うのですが、それはいかがですか。

青年であろうと思う。老人たちは苦衷を嘗めながら、道徳を失つて新道徳のまだ確立しない際に、男女共学の教育を受け、今までと違つた風俗習慣の中にさらされる。進駐軍が持ってきた男女間の行動等が露骨にさらされるこの際に、ああいきもののはんらんすることは、私は少くとも遺憾千万だと思う。ある種の春画を文章に読むようなものがおくめんもなくさらされておることか、いい影響があるとは思われません。遺憾であると思います。

思うのであります。従つて、われわれは、いろいろな考え方があるのであります。従つて、われわれは、なんけれども、映画につきましては、映画倫理委員会等の自らあるいは規制する場合に、いろいろなものをまず要望したいといふうに考へるわけでございます。また、文学、映画等に関する問題といふ点では、これを規制する場合に、全面的に規制するというよりも、青少年年にそれをまず読ませない、あるいは見せないと、いう点から規制していくと、いうふうなやり方があろうかと考えます。これに関連いたしましては、青少年年の保護育成に関する条例が幾多出ておりまして、ある程度の規制を行なつておりますが、それでも、これまでわゆる思想表現の自由との関連において憲法上むずかしい問題がござります。われわれとしては、法律をもつてそういうふうなものを作案すべきではないというような御意見もありました。その面の検討を続けているような次第であります。放任する意思ではありません。

の規定には、「猥褻ノ文書、図画其他ノ物ヲ頒布若クハ販売シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金」とある。これに該当しないかと言うのです。この中央公論に書いたのは、この雑誌はこの法文の解釈から言って該当しないかと私は言うのです。私は、少し潔癖かもしらぬけれども、該当するような気がするのです。こういうことが差しつかえないのだというなら、人が合意の上で、金をやろうがもらおうが、いいことをするのに干渉する。しかも國家権力によって干渉するなんといふことは、この人たちの論法から言えば、時代おれもはなはだしいというもので。われわれ国会の連中はよっぽど封建的な頭の持ち主だと、もの笑いの種になります。

なお、この機会に私は委員長にお願いしておきますが、実は、前の委員会

のとき、こういう問題を真剣に文芸的あるいはいろいろな角度から研究されておりまする、いわゆる知識人といい、文化人といい、文芸人と称する文士の方数名を参考人に呼んだことを記憶いたしておりますが、病気、旅行その他で一人も出てこなかつたと私は記憶している。今度はぜひ、こういう

お聞きした方がいいかと思ひます。それは大事なことです。恋愛とは何ぞに關係があるのです。おれは恋愛しただ、かように私は考えておるのであります。

そこで、あとへ戻りましてお尋ねの規定には、「猥褻ノ文書、図画其他ノ物ヲ頒布若クハ販売シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金」とある。これに該当しないかと言うのです。この中央公論に書いたのは、この雑誌はこの法文の解釈から言って該当しないかと私は言うのです。私は、少し潔癖かもしらぬ

けれども、該当するような気がするのです。こういうことが差しつかえない

だといふことは、人が合意の上で、金をやろうがもらおうが、いいことをするのに干渉する。しかも國家権力によつて干渉するなんといふことは、この人たちの論法から言えば、時代おれもはなはだしいといふものです。わ

ざいます。事文字にわたるものにつきまして、われわれとしては、特に公然と申しますが、ついせつにわたるものにつきましては、あえて起訴してお

ります。映画またはショーノード非常に露骨なものに対しましては、ただいまお

話のありました刑法のわいせつ罪等によりまして取締りをしておるわけですが、さすがに政務次官は経験ありますから、これをどうぞ

お尋ねいたしますが、実は今具体的なことを言うことをなるべく避けたいのですが、アメリカへ日米関係で花嫁として渡つておる人がかれこれ三万人ある

のです。その人たちの過去はどういうことか、あるいは恋愛に陥つたから家庭

生活に入ったかどうかということ。簡単ではありますけれども、むずかしい

問題です。初めから好きだ、一目見て好きになつたという人はまれです。よほどきれいな人が特殊な関係にある人

です。お互いにお茶を飲んだり、散歩したり、あるいはまた旅行したり、少し経済的に恵まれた人は洋服の生地を

買つてやつたり、あるいは時計を上げたり、または小づかいを上げたりしておるうちに、情が移つて、ここに結婚

している恋愛といふものとよほど差がない結婚は恋愛だといふことをせりふ

る。解釈が違つて、飛び飛びで申しわけありませんが、これは松原政務次官に

お聞きした方がいいかと思ひます。これは当局の若い人よりもあなたの方

景があつてのみ完全になる。ことに性道徳においてなおさらではないか。どうなたか、先ほど、二重橋前が何か非常異常を呈しているようなことをおつしゃつとおられましたが、あれを、ただ一面だけ見ないで、根本に掘り下げていつてみるべきじゃないか。そうしなければ断つことはできない、こう考へるのあります。

おしゃべりしても尽きませんから申し上げますが、先ほど事務当局からお話をございましたが、性に関するそういうような文書、図書あるいはその他のことについて研究なさった数並びにその内容等について御発表あれば願いたいとの、現在の状況、今検挙されておられる文書、図書、演劇は、今研究中に属するのか、あるいは取り上げて現状をありのまま報告していただき同時に、あのまま行つても、あの程度ならば、日本の青年婦女は、良序、いわゆる秩序をりっぱに維持できるのだとお考えであるかどうか、お答え願いたい。

○長戸政府委員 結論の方から先に申し上げますが、不良な出版物として検挙したものの数等につきましては、たゞいま資料を持っておりませんので、次回にお答えいたしたいと思います。

おもだつたものとして、文芸書として検挙しておりますのは、ロレンスの「チャタレイ夫人の恋人」の訳、それから、先生からおつしやつた舟橋聖一氏の、あるいは「白い魔魚」かもしだれ

ませんが、それとか、あるいは「当世書生氣質」、あるいは山田美妙翁の「胡蝶」のさし絵等について、いろいろお話をあつたわけでございますが、そう話がございましたが、性に関する問題でありますればこそ、文学に關しては相当慎重を期する必要がある、かように考えております。

それから、私はもとより、たびたび政務次官からお話し申し上げましたように、売春の問題は、法律だけ、この問題だけこれで解決できるものではありません、政府の事務当局といたしましても、連絡協議会におきまして、かねて行政措置として性道徳の高揚その他についていろいろと検討しておるわけであります。また、青少年問題に対する立法措置その他についても検討しております。われわれは、この売春立法によりまして、若い世代の人たちの、夢かもしませんけれども、正常なる性生活を保障しよう、こういう覚悟であります。

○世耕委員 私は、法律よりも、いわゆる性の純潔をたたえる意味において、良心的な目ざめを説導することがまず大切ではないかということを考える。それに對して政府は一向に指導的立場にないじゃないか、それを放擲しておるじやないかというところに、私は問題があると思うのです。といふことは問題があるとしても、何か世代に対する態度で、それがばな法律でもって敵顧主義でやるという行き方は時代おくれであります。だから、谷崎氏にしても、あるいは原氏にしても、何か世代に対する態度は、そのをやばな法律でもって敵顧主

は、そこなんです。

なお、私が申し上げる根拠をもう一つ申し上げますと、これも記録をつけてみたのであります。親鸞上人が、親鸞上人が縹空というた若い時代の記録、建仁三年四月五日寅の刻、いわゆる大悟の他についていろいろと検討しておるわけであります。また、青少年問題に対する立法措置その他についても検討しております。われわれは、この売春立法によりまして、若い世代の人たちの、夢かもしませんけれども、正常なる性生活を保障しよう、こういう覚悟であります。

くといふことが必要だと私が思うのは、そこなんです。

重重大な問題だから、そろ簡単に取り扱うべきではない。ことに、それを国家権力によって、法律に基いて一挙に押されることは無理じやないか、こう考えて、実はお聞きしたいと思つたのが、家庭においても、学校においても、生活に対する研究とか教育というものが、家庭においても、学校においても、知つておる範囲におきましては、性生

活に対する研究とか教育というものが、家庭においても、学校においても、まだそこまでいっておりません。たゞ、急に性を解放されたから、彼らがまっしぐらにその目標に突進しておる

のが今の勢いである。それをつかまえて、これを敵顧主義あるいは法律の権力によつて支配しようとした、それが余波はあらゆる面に爆発することを予見する。それあるがゆえに、私は、慎重に論議し、慎重に取り扱つていた

が、家庭においても、学校においても、それが、家庭においても、学校においても、まだそこまでいっておりません。たゞ、急に性を解放されたから、彼らがまっしぐらにその目標に突進しておる

のが今の勢いである。それは、もちろんであります。性道徳の紊乱している現状を、時代の流れとして黙つて見ておつてよろしいか、その根源をつくことについて

はもちろんであります。それには法律の面からだけとは申しておらぬのであります。立法の面からこの問題を取り扱うべき要求が立法の府からあつて、政府はこれをばこの国会に提案しなければならない責任を持つてゐるの

あります。義務があるのであります。それで、幾多慎重なる過程を経て、ここに一応の案を立ててお目にかけましたので、瑕疵がありますならば十分に御検討をいただきたい。

実は、私ども、この問題は、性の問題としては、いわゆる性立法としては

画期的なものと心得てゐる。従つて、これは必ずしも刑罰を求めておら

ない。國の意思として、売春行為は悪な

りと断じてはおりますが、その悪は、多分に倫理的、道徳的な悪であつて、

刑罰の対象ではないと申しておりま

す。ことに、生活能力の少い若い婦人

が人身売買の対象となつて扱われる

いは搾取の対象となるといふような

ことから、むしろこの法律は今日の人

権問題に照らして婦人の人権を擁護す

る法律、あるいは風紀を純化するこ

ろの法律というふうにすらもわれわれは考えて、その題目をも幾たびか考慮した次第なのです。性立法のむずかしさは、仰せを承るまでもなく、われわれは身にしみてこたえているのです。ただし、というて、野放図に、時代の推移だといってまかしておくわけには参りませんから、その一環としての法律の面をこの際形に現わしたものでございまして、私は、今度のこの売春防止法は画期的なものと心得ております。倫理規定を入れておるこういうものは、この方面ではいまだありません。また、人権をじゅうりんしてはならないと、特に条件が第四条に明らかにしてあります。こういうことも從来にはほとんど例のないものであります。

るに人間の特性があると私どもは考へておるのであります。その特性は単なる約束ではございません。われわれの頭の底に羞恥心というものをもつて植えつけられておる。やれといふてもできなさい。人の目の前で露出して性行為のできる者はおそらくないと思う。これは動物だけであります。そこにおのずから人間というものの守らるべきものがある、限界があると私は思う。私は、慎重の上にも慎重に考えての今回の立法であるということだけは申し上げたい。そうして、いたずらにただ表面だけをとらえて厳罰にするというのではなくして、若き娘たちを刑罰の対象とはせず、そうして努めてこれをば保護教化の対象としようとしたとしておる。また、一ヵ年以前に、つまり明年四月にこの保護更生面を実施して、その後の一ヵ年間に努めてこういう仕事に従事する人々を救い出して、かかる後に昭和三十三年四月一日から刑罰立法の方をば実施に移そうとします用意を持つておりますのは努めて犯罪者を作りたくないからであります。刑罰が目的ではなくして、刑罰ながらしむることが目的でございます。何とかして、刑罰にしないで、こういう問題が道徳的反省のものでございまして、どうか、学者でおありなさる、しかも教育の責任をお持ちなさる先生などが、進んでこの問題のあやまちのあるところはお正しおいただきますると同時に、この根本の問題は別の問題としてさらにお取り上げになつて、國の教育の上に、あるいは民族の純潔性の上に、あるいは宗教的戒律の上に御督励をいただきたいのをございます。私どもは、そういうふ

の総合を待つて初めてこの問題が解決すると思つております。輕率にいたずらに罪人を作るためにやつたものではない。罪人を作らないようにするために、慎重に考慮しながらこの法律案を立てたものであるということの眞意だけは御了解をいただいておきたいと思うのであります。

○世耕委員 大体政務次官の御説明は了承はでりますのであります。私の質問の要旨を少しはき違えておるよう考えられるのであります。それは、なぜかと申しますると、從来各種の法律がすでにあるのにもかかわらず、その法律が一向に実施されてないんじやないか。ある程度これが從来実施されておったならば、もつと成果があがつた、もつと今言う性の秩序が維持されたのではないか。それが実際問題として実施されてない今日ではないか。それをどうするのだ、それをはつきりさせないでおいて、またこの上に法律を——政務次官からおっしゃると非常にやりっぱな法律だというお話をあります。私もやりっぱな法律であろうと思ひます。検討させていただこうと思うのであります。りっぱな法律を作る前に、前の法律をもつと十分検討なさいて、それからこの法案を完成していくことが必要じゃなかろうか。私がかりに当局であったとするならば、從来の法律である程度までの成果はあげ得たと私は思う。

一向それについて手を伸ばしてなかつたということが今日の結果の大半をなしたのだと、私はかうように思つ。しからば今度は大いに厳格に徹底的にやれといふ号令をかけるわけではございません。性の問題は非常にむずかしい

から、お互いが慎重を期さなくちやならぬ、取締りにしても何にしても、何か万全の策をこれに考えなければならぬということを説く材料の一つとして、実は今申し上げたような例を出したのであります。決して今日の行き方を私は是認して申し上げたのではない。いかにすればいいかということを前提として考えたのであります。もし今の提案された法律をそのままの形にしてかりに判断してみますと、神前で誓つた夫婦の結婚は、カトリックのように、むしろ離婚を禁止するというところまで理想としていかなくちゃならぬ。また同時に、最近は、憲法ができるから新たに思想が変りまして、姦通罪が削除された。これも御承知の通りです。今の思想からいへば、これは矛盾ではないか。もう一ぺん姦通罪は成立せしめる必要がある。ここに大きな矛盾、食い違いが出てくる。おとなの方は勝手なことをしておる、おれたちは、これは当然非難の中心になってしまいますよ。

これはよけいな話ですが、この間私は、委員会を担当しておったときには、女子大の若い人たち五十人くらいに取り囲まれて大いに私は議論した。性の純潔を生理的いろいろな関係から説いたところ、最後に何を言うかと、何を先生は言つておられる、男性は一向に貞操を守らない、女子だけ純潔、そんなことは封建的です、聞けますかと言つて一蹴されちゃつた。そういう点が、この法律の中にもつつかれる面が出てくると思います。これは別な面ですが、産児制限だって同じことでしよう。奥さんの産児制限は、少くと

はかかる大手術です。産児制限の去勢の方法、いわゆる避妊の方法は、男なら五分で済むじゃないか。御主人がやった方が確実だ。そうして一方は一円以上かかる。主人の方はせいぜい高い医者にかかると三千円か二千円で済むのを、男の方は一向やろうとしない。男の方が完全なのだ。

こんな矛盾した法律をかりにわれわれが作つたって、今の若い人たちはうんそうだと言つて簡単には私は受け入れないのでないかということを心配しております。というて、これはほうつておけと言うのではないですよ。ほうつておけと言うのではないが、若い人たちも納得して受け入れられるものが何かあります。それには、今申し上げたように、「太陽の季節」、あるいはまた、六月号も出ましたが、谷崎さんの中央公論に出でておる「鍵」、――大せいの文士の方、舟橋氏あたりも出てきてもらつたらいいと思いますが、の人たちはこういう方面には何十年かいろいろな角度から研究された方々で、そういう人たちに来てもらつてこういう話を聞くこともまたいいのではないか。私は他の委員の方にも前回の委員会でも申し上げましたが、これは世論が大事である。世論がこうしるといふのだからこういう法律を作らなければならぬ、あるいは、こうすべきだということが若い人の中からきめうらと起つた、その世論を背景にして法律を作る事が一番ふさわしいのではないか。年寄りだけで作つちゃいかぬというのが私の考え方です。それには広く意見を聞く。往々にして、おじいさんやおばあさんが性の道徳を説いたつ

て、それは時代おくれでせせら笑いされる。といって、おじいさん、あばあさんの説く性の道徳には真理がある。経験に基いておる。専い経験に基いた真理はあるけれども、その真理をそのまま今の若い人たちはまともに受け入れてくれません。受け入れられる何かの方法を考えるべきだということ。

もう一つは、取締り当局、特に法律を預かっている事務当局の方々が、本件に対する態度をもう一段と掘り下げて、真剣な態度で臨んでもらいたい。現行法規はどうやらなまけて使ってなかつたのじゃなかつた。これがついに野放団な今日の二重橋前を出現し、各所に青空が展開されたのである。こういふふうにも考える。そな機会をねらつて、いわゆる流行を追う文芸人がいろいろな計画のもとに図書、文書等を配布したことが大きな原因になり、そこへ諸外国の、日本の道徳にマッチしないような映画、演劇が無造作に導入されたことが原因になつたのじゃないか。まず、私は、この法律を作ることも必要だが、そのよつて来たる原因のみぞをせきとめるということを、どういうふうに考へるかということの決意のほどを、実は松原政務次官から伺つておきたい、こう思つております。

○松原政務委員 中座させていただく時間が参りましたので、こまかこと申し上げませんが、実は、立法の技術者である法務省の専門家たちの一番懼みましたのは、また行われざる法律を作らせられるのかということであつたのです。禁止法とか、あのやみの統制法とか、そういう行われざる法律を作つたのです。お許し願ひます・作るほど法務当局としてはつらいことはない。そういう空文を作つたら法の権威は全く地に落ちる。また行われざる法律を作らせられるかというが、その技術者たちのひとしい嘆きの声なままであります。それがここに今回の単純売春は罰せずというところまできておる。これは画期的なものであります。現に今でも日本においては売春は罰するのです。性行為を罰するのですが、その性行為の立証ができない。そして公判廷においては無罪になる。ひんびんとしてその事実がある。だから、今回のこの立法では、行われざるものには実は極力避けている。そこで、不徹底だとしかられています。昨日も参議院で画龍点睛を欠いた法律案だといふおしかりを受けているのです。確かに観念的にはそうではありませんが、行われざる死文化の行爲を取締りたしております。

○世耕委員 それでは、ただいま法務次官その他事務当局に本件に関して各般にわたつてお聞きしたのであります。取締り当局としての実際問題、今後この法案が出た場合の成果等に関しまして、警視庁の養老防犯部長からお話を承わりたいと思います。

○養老参考人 売春行為を取り締めたうであります。が、行われざる死文化の行爲を失うというところから、実は苦労いたして、最小限度までこれでやつてみようといふところございまして、從来の行われざるものにこりて、今回は行わるべき限界をこの法律で求めているということを御了察をいただきまして、御批判、御検討は十二分にお願い申し上げますが、どうか私どもの苦心のあとも近畿大学総長は一つお考えいただいて御指導をいただきたい。

(笑)おしゃかりばかり受けたのではどうも困る。どうぞ御指導いただきまして、完璧なものにしていただきたいといふことを希望いたしまして、私は中座させていただきますが、どうか私どもの苦難になつた婦女子が更生させられる、ないしは保護させられるという点について、どうしても十分な裏づけがありませんと、取締りをいたしましたが、その効果を十分期待することがむずかしいというのだが、現実今まで取り締つて参つたわれわれの考え方でございません。従いまして、われわれとしましては、この売春婦そのものを取締りの対象にするといふよりも、この売春行為の取締りを通じまして、売春にからぬかその効果を期待することがむずかしいといふことが、現実今まで取り締つて参つたわれわれの考え方でございません。従いまして、われわれとしましては、この売春婦そのものを取締りの対象にするといふよりも、この売春行為の取締りを通じまして、売春にからぬかその効果を期待することがむずかしいといふことが、現実今まで取り締つて参つたわれわれの考え方でございません。お許し願ひます・

○高橋委員長 この際お諮りいたします。すなわち、警視庁養老防犯部長を参考人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議がなければ、さよう決します。

○世耕委員 それでは、ただいま法務次官その他事務当局に本件に関して各般にわたつてお聞きしたのであります。取締り当局としての実際問題、今後この法案が出た場合の成果等に関しまして、警視庁の養老防犯部長からお話を承わりたいと思います。

○養老参考人 売春行為を取り締めたうであります。が、行われざる死文化の行爲を失うというところから、実は苦労いたして、最小限度までこれでやつてみようといふところございまして、從来の行われざるものにこりて、今回は行わるべき限界をこの法律で求めているということを御了察をいただきまして、御批判、御検討は十二分にお願い申し上げますが、どうか私どもの苦心のあとも近畿大学総長は一つお考えいただきまして御指導をいただきたい。

(笑)おしゃかりばかり受けたのではどうも困る。どうぞ御指導いただきまして、完璧なものにしていただきたいといふことを希望いたしまして、私は中座させていただきますが、どうか私どもの苦難になつた婦女子が更生させられる、ないしは保護させられるといふ点について、どうしても十分な裏づけがありませんと、取締りをいたしましたが、その効果を十分期待することがむずかしいといふことが、現実今まで取り締つて参つたわれわれの考え方でございません。従いまして、われわれとしましては、この売春婦そのものを取締りの対象にするといふよりも、この売春行為の取締りを通じまして、売春にからぬかその効果を期待することがむずかしいといふことが、現実今まで取り締つて参つたわれわれの考え方でございません。お許し願ひます・

○世耕委員 次にお尋ねいたしますが、性道徳の近代性の問題です。項目は必ずかしい議論になるようですが、通常的に人身売買と言つておりますのと、近代の青年男女の性道徳といふのうちに、よほどの隔たりがあるの

権威は全く地に落ちる。また行われざる法律を作らせられるかというが、

参考人とするに御異議ありませんか。

して売春をさせるような行為、そうし

ではないか。こういう点については、あなた方が実際に扱つておられてどう

あります。

して感ずることもそう多くはないの

感じがするか、その点を御説明を

願いたいと思います。

して、特別性道徳等についてわれわれをしておられますから、そのことを申し上げておきます。

○世耕委員 それでは、ただいま法務次官その他事務当局に本件に関して各般にわたつてお聞きしたのであります。取締り当局としての実際問題、今後この法案が出た場合の成果等に関しまして、警視庁の養老防犯部長からお話を承わりたいと思います。

○養老参考人 売春行為を取り締めたうであります。が、行われざる死文化の行爲を失うというところから、実は苦労いたして、最小限度までこれでやつてみようといふところございまして、從来の行われざるものにこりて、今回は行わるべき限界をこの法律で求めているということを御了察をいただきまして御批判、御検討は十二分にお願い申し上げますが、どうか私どもの苦心のあとも近畿大学総長は一つお考えいただきまして御指導をいただきたい。

(笑)おしゃかりばかり受けたのではどうも困る。どうぞ御指導いただきまして、完璧なものにしていただきたいといふことを希望いたしまして、私は中座させていただきますが、どうか私どもの苦難になつた婦女子が更生させられる、ないしは保護させられるといふ点について、どうしても十分な裏づけがありませんと、取締りをいたしましたが、その効果を十分期待することがむずかしいといふことが、現実今まで取り締つて参つたわれわれの考え方でございません。従いまして、われわれとしましては、この売春婦そのものを取締りの対象にするといふよりも、この売春行為の取締りを通じまして、売春にからぬかその効果を期待することがむずかしいといふことが、現実今まで取り締つて参つたわれわれの考え方でございません。お許し願ひます・

○世耕委員 次にお尋ねいたしますが、性道徳の近代性の問題です。項目は必ずかしい議論になるようですが、通常的に人身売買と言つておりますのと、近代の青年男女の性道徳といふのうちに、よほどの隔たりがあるの

ではあります。が、進行の法令ないし条例の執行につきまして、限られた人員でありますのであります。が、係の者と専心その取締り等に従事いたして、保護更生、先ほど申しましたが、その者が、取締官に対しまして、何をいたしておられますか、売春をするとは自由である、特に戦後のこうした風潮でございますから、売春婦たちが、取締官に対しまして、何をいたしておられますか、売春をすることは、何と申しますか、売春をすることとは自由である、特に戦後

でございますが、ただ、売春婦等を取締りまして、いろいろ取調べをいたしておられます間に、われわれとして感ずることは、何と申しますか、売春をすることは自由である、特に戦後

でございますが、ただ、売春婦等を取締りまして、いろいろ取調べをいたしておられます間に、われわれとして感

ずれることは、何と申しますか、売春をすることは自由である、特に戦後

でございますが、ただ、売春婦等を取締りまして、いろいろ取調べをいたしておられます間に、われわれとして感

ずれることは、何と申しますか、売春をするとは自由である、特に戦後

でございます

でも多数例があるようすです。しかも、それが親切に治療をしてやつてくれればいいが、どうかすると、それが技術のままでさから生命の危険を冒すことがある。しかも、それがもしあざらさに堕胎ができるとを経験すると、今度は何回でもやる。そのうちに、いわゆる女性としての健康を害して、ついう一面と相待つて、何かこの法律を生かしていく方法があるのでないか、こう考ふんにすが、現場でどうか。私は実は感じているんです。その他で私は実は感じているんです。そういう問題を取り扱っているあなたの立場として、何かお考えがあるかどうか。私は厚生省関係の方の御意見を重わりたいと思いますが、警視庁の方の御意見をまず承わっておきたいと思ひます。

素考えているわけではないのですが、ますけれども、先ほど申しましたよろしくに、一つは、そうした考へ方が壳春婦などに非常に入り込みまして、自分たちの壳春という行為そのものも必ずしも悪いものでないというふうな気持になつておるのではないかとも思ひます。○世耕委員 本件に関しまして、厚生省の安田社会局長がおいででしたら、承わっておきたいと思ひます。

○安田(巣)政府委員 今のお話は、衛生の問題といいますよりは、性教育といいますか、あるいは純潔教育といいますか、そういうふうな問題であるとかと私は思ひであります。しかし、そういう動機は別にいたしまして、厚生省といたしましては、最近とにかく妊娠中絶があえているといふことは事実でございますので、母性保護の立場から申しまして、中絶でなくして、受胎の方の調節ということであるいろいろ指導いたしていけるわけでありります。お答えになりますかどうかわかりませんが、大体そういうふうな状況でござります。

○世耕委員 受胎調節のことで先ほどちょっとおつれておきましたが、婦人の場合と男子の場合とでは手術はおのずから別であり、また費用も男性の場合には簡単に片づくということを聞いていいるのであります。が、あなたの方のようないく専門的立場から見て、世間のそういう批評が妥当であるかどうか、その点を……。

○安田(巣)政府委員 実は、私、専門家ではないのでございまして、所管いたしております技官の局長がほかにいるわけでございますが、きわめて常識的に申し上げますと、避妊の手術まで

することを別に奨励しておるわけではなくて、手術しないでもってそういうふうな考え方であります。もちろん、優生保護法というのがございまして、御承知のように、悪質な遺伝子を持つおるような場合において行われることがありますけれども、きわめて一般的な話いたしましては、あとでいるいろ考え直さなければならない場合ございましょうから、そう一ぺんにこんな手術をするといふうなことまで援助をしておるわけではございません。

○世耕真員 最近アメリカの科学雑誌か何かに出ていたのをば拾い読みしながら見て、女の人の子宮ガン並びに卵巣ガンが戦前の五%ふえたということが発表されておりますが、そういうことがあり得るのかどうか。私は、あるだろうということを十年前から想像しております。厚生省の統計その他のでそういうことの研究をなされておられるかどうか。心理的にも生物学的にも必ずそういう結果を及ぼすだらうと想像していただが、専門雑誌に出ておりましたのだが、お考えを承わりたい。

○安田(謙)政府委員 私、実はそういうことをあまり知らないでございきましたけれども、先ほども母性保護の立場から申し上げましたように、とにかく妊娠中絶というものが母体に非常に悪い影響を与えるといふことは事実でございます。そういうことを避けるように、計西出産とか、あるいは避妊とい

○世耕委員 不自然な性交ということを指導いたしておるわけであつたことは、ます。今の質問のことにつきましては、いずれ調べてお答えいたしたいと思います。

が結局あらゆる面に悪影響を及ぼしてくる。すなわち、生理現象が変化を来たして、ついに人間の性格までも支配するようになる。場合によれば女性が中性化する。ある極端な科学者の議論によると、アメリカには中性的婦人が非常によえた、だから、男と同じように、ざん切りで、もも引のような細いズボンをはいて歩くようになったのだとして、ここまで指摘しております。これは極端な議論かもしれないけれども、それが考えられる。実は、私が扱った若妻の二、三の例をとっても、そういうことがうなづかれる筋があるのです。婦の二、三の例をとっても、そういうことがうなづかれる筋があるのです。これが同士のようにして別れ話が成り立つたということもあるのですが、そういう点も加味して、性教育、性の調節といふことも親切に指導してやらなければ、せつからくできた法律がまた実行不能の法律に陥っていくのではないか、こういうことを憂えるのです。これはなはだうがち過ぎた議論になるかゝしませんけれども、それくらいの理解さがなければ、この性の問題は扱うことができないのではないか、こういうふうに直に実は考えられるのであります。効率省から谷野婦人少年局長がおいでになつておりますが、こういう点に関してしまして何か御意見があれば、この機会に承わっておきたいと思います。

○高橋委員長 今、谷野局長はちょっと席をはずされました、すぐおいと

○世耕委員 それでは、今度は取締局に具体論に入つてお尋ねいたします。映画、演劇に現われてくるキッターの程度は妥当かどうか。文学的価値別ですよ。実際問題として、われわが若い子女を育てていく立場から言って、あの程度はいたし方ないと黙過べきであるかどうか。これは、現実問題として、私のような年を取った間はあまり感じは持たないけれども、若い方に相当興奮の材料になるところのだが、そういう点に関しましては、これは警視庁の方から伺つた方がよかと思いますが……。

○齋老参考人 映画等で抱擁ない、キッスのシーンが出ておるのは、東都内ばかりではなくして、全国各館であろうと思ひますので、そうしたものと問題にする場合に、刑法のわいせつ罪、公然わいせつ物を見せるという規定があるのみでございますが、従来考定が現在におきましては、われわれはこれをわいせつとは考へておりません。

○世耕委員 私の聞いた範囲でありますと、日本向けの映画はかなり露骨なものをお送しておるという。米國なり英國の国内ではもと厳肅な場面をやつしている。キッスの例をしますと、キッスしたような恰好ではある。ところが、實際日本に來ているのは、そのまま、どつから見てもキッスしているに違いない。もつとそれ以上のものが現われている。ああいうことを果して青年男女に見せてよいかどうか。懇親会にどんな気持が起るか。これけ

は席じのるのこをりはまきはな鏡つのに京しいい想人のすつれは在スまり頗

はなはだ露骨な話ですけれども、現実の問題として考えなければならぬ。そういう点について取締り当局は非常に消極的ではないか、こう考えるのです。政府の方針なうことは十分論議し尽しておかないと、あなた方現場で担当される方は非常にお困りだらうと思いますから、実は掘り下げてお伺いするのです。

ついでながら申し上げますが、売春という事柄について、英国は職業としてむしろ認めている。ただ、それを公序良俗に反するような、他人の目につくところで、他人の迷惑するようなところでやる場合は処罰する。それ以外のことは、たとい金をもらおうが、時計をもらおうが、着物の布地をもらおうが、そんなことは要せぬ。こういふうに私は資料をいただいたのであります。しかし、うう点があるとすれば、かりにそういう思想を持つた女性があなたの方の手によって拘置された場合に、おそらくむきになつて食いつくるだろう。それに対して議論の余地はないじやないかと思う。他人に何も迷惑はない、自分が生きるために、親切にその心得をさすだけの法律に書いてあるから仕方がない、入つておれということになると、むしろ逆に反感を高まるだけで、法律的効果は得られないであろう。こういうふ

うにも考へられるのであります。ういう点についてどういふうにお考えになつておられるか。

○養老参事人 先ほどちょっとお答え

の際に申したのでござりますが、実際に売春婦等を取り調べております経緯からいたしますと、自分の行為をほん

とうに悪かったということを女たちが

いうことは、おそらく皆無にひとしからうと私は思ひます。

いだらうと私は思ひてございます。德的その他につきましても自分たちの

人格を向上させる必要があると思うのでござりますけれども、現状では、ど

うしても法規を執行するということだけを頭に置いておりますし、女の万

も、生活に追われる、あるいは、ほかに食う道がなくてやむを得ずそこに

入つたというのもありますよし、あるいは、もうこれは自由ではないか、

憲法で認められたわれわれの自由ではないかといふ考え方もあると思

うのでござります。従いまして、ただ、取締りに当ります警察官を自分た

ちの敵だ、自分たちの仕事の妨害者だ

といふことで、非常に敵愾心を持つて立派なところを今後どういふうでござります。

今おつしやるような意味で指導するといふことを今後どういふうでござりますが、そののはなはだしもの

につきましては、われわれとしてもやはり刑罰によって臨む、こういふ態度でいきたい、このように思つております。

○高橋委員長 長戸政府委員から今までの問題についてお答えがあるよう

す。

○長戸政府委員 この売春をした女子

が、若いたちは性生活をすることが

りもむしろ保護更生を主とする、

起訴猶予にいたしました者につきましては、先ほども申しましたように、更生保護相談施設を通じて保護司の手

にゆだねる、こういふうことと原則として参りたい。

それから、映画の問題のお話を出て

おりましたが、われわれとしてたとえば「アウト・ロー」という映画がありましたが、それがアメリカにおいてアメリカの各州で検閲保留になつてゐたが、それが日本に入つてきた。そういう場合に、それをわれわれとしていかに措

置すべきかというふうなことを考えたことがござります。実際入つてきたのを見ますと、それほどでもございませんでしたけれども、われわれには検閲

というものがございませんし、それが刑法の公然わいせつということに当らない限りにおいては処罰できない。あるいは、青少年保護育成条例の関係に

おきました、青少年にそれを見せたと

いうふうな場合に初めて措置し得る、

こういふうな状態になつておりま

す。これは、先ほども申し上げました

ように、まず映倫その他において自主的にそれを押える、あるいはカットす

るというふうなことが望ましいわけ

です。すでに幸福の追求だといふうに、

簡単に考へている。それを今度は禁欲

の議論から言えれば、ある程度私は是認

していくべきじゃないかと思う。もう一つは、男女同権ぢやないか、——同権

の建前から言えれば理屈はないわ

けです。こういうことも考へられるの

で、そういう点に至つて、この法

律はどういうところでからみ合ひをす

るか、どういうところで矛盾が調和さ

れていくかということをお考へになつたかどうか。この点をお聞きしておきたい。

○長戸政府委員 非常にむずかしい問題でござりますが、幸福の追求の場合に、肉体的な追求のみでなく、精神的な

面の追求ということと、——先ほど御引用になりました慈鸞の例を借りさせて

いただきますならば、私は縹空が閑白

九条兼美の娘玉日と結婚したときさつ

ておられるわけでござります。これは史

実かどうか存じませんけれども、私の

聞くところによれば、親鸞縹空が坂

巣山にありますとき、一般の僧侶が坂

本の遊郭に通つておる、翌日は口をぬ

ぐって知らぬ顔をしておる、こういう

ふうな状態であったと聞くのであります。親鸞は、自己を偽ることできが

たくして、いわゆる当時としては女犯

と称せられるところの玉日との結婚を

あえてする、こういふうないきさつ

になつてくると思います。要するに、

私としては、売春に逃避するといふこと

とは、この点は人間としてなかなかむ

ずかしいことではあるうと思いますけれども、それをやむを得ないからと

やしないか、矛盾がきやしないか。こ

れは根本論であります。あるいは私の

考え方に行き過ぎたのかもわかりませ

んが、こういふことを考へる。もう一つは、男女同権ぢやないか、——同権

の議論から言えれば、ある程度私は是認

していくべきじゃないかと思う。もう一

つは、男女同権ぢやないか、——同権

の建前から言えれば理屈はないわ

けです。こういふことを考へられるの

で、そういう点に至つて、この法

律はどういうところでからみ合ひをす

るか、どういうところで矛盾が調和さ

れていくかということをお考へになつたかどうか。この点をお聞きしておきたい。

の高揚あるいは性教育の徹底あるいは経済的な問題の解決というふうな諸般の行政措置なりあるいは啓蒙運動なり、そういうものによって初めて金盤が解決される。人間は、これは確かに本能の問題ではござりますけれども、しかし獸と違う。人間としての文化性という意味から申しまして、やはり少くともそういうところは踏み切つていい、という努力があつてしかるべきではないかというふうに考えておるわけでございます。もとより、われわれは、この法律あるいは刑罰のみによつてこの問題を解決できるとは毛頭考えておりません。

し、日本に仏教が入ってから数百年の間、親鸞のやつたことは実は型破りであつたことは事実でしよう。妻帯せぬ女を犯さぬというのがおきてであつた。それを破つた。しかし、それは人間性を追求した親鸞の生き方であった。そこに新しい宗教が生まれてきただんじやないかと私は思う。御承知の通り、例の木食上人は、宗教に徹しているために自分の男のものを根元から切つてしまつた。そうして終生宗教生活に生きたという例が記録に残つているようであります。ところが、親鸞の生き方は、そろじやなかった。どちらがいいか。これは、私は、この法律を審議するときのわれわれの一つのいい題材

答弁でよろしくうござりますか。——それでは高橋婦人課長。

○高橋説明員 婦人少年局長が中座いたしまして、失礼いたしました。

お尋ねの点でございますが、避妊することによって女性が中性化するといふような点があつたかと思います。私どもの方としては、そのような点について肉質的な変化というようなことについてはよく存じておりません。

それからまた、一般に近來の青少年の間における風紀の頽靡といふような点がもう一つのお尋ねの点であつたかと思ひますけれども、この点に關しましては、私どもいたしましても、根本的に——私どもの仕事は主として婦

社会現象を見ますと、そういうのじゃなくて、むしろ草薙本位、そうして、その結果において肉体に異状を来たした場合には無責任な状況にある。その結果婦人をして不幸な生活に陥れるということは非常に重大な問題じやないかと思うのです。そういう点に関しては、今後どういうふうな処置をとるべきであるか。先ほど申しました、家庭生活の上において父母のしつかりした家庭教育、あるいは外部においては、職場において指導者を持つ、また学校においてはきわめて科学的な面から性教育のあり方を指導していく。現在のところ、学校での具体的な性教育に対する指導ということは残念ながら盛り

の指導あるいは各種の団体等における活発な啓蒙活動といふものに期待するところが非常に大きいわけでござります。

○神近委員 関連して。私は長戸さんには、「一、二点お尋ねしたいと思うのですが、今世耕委員からいろいろうんちくを傾けたおもしろいお話がございましたけれども、私は芸術の問題と立法の問題とはまるで別なものだと考えるのですが、ごぞいます。それで、むしろ、石原慎太郎のような作家を生んだのは、十年間わかれわかれが無法律で亮春の問題を放置しておいてきたことから生まれているというのが一般的の考え方であり、——これは、私、人づてに聞いた

いますが、これは、先生の御存じのよう
に、ケッセルの「蜃鏡」とか、あるいは
その他「肉体の惡魔」とか、いろいろそ
ういうふうな人妻の不貞の問題を扱っ
たものもございますが、現在姦通を處
罰しない、という現状でありまして、た
だ、それが売春に触れる場合、五条に
触れてくるという場合には問題になる
と考えております。

○世耕委員 今のお話に触れて申し上
げたいのは、私はこの法案に真正面か
ら反対しているのじやない。いかにし
てこの法律をりっぱに生かしていくか
という面に慎重を期さなければなら
ぬ、ただ法律のみにたよってはいかぬ
ということを叫ぶために、私はあらゆ
る角度から御質問し上げておるわけ
であります。今おしゃつたような
ほかの人は隠れて女郎買いに行く、そ
れをむしろ公然と自分の愛人のところ
へ愛を求めて行つたという親鸞の純貞
さ、これも私は親鸞のあり方として
ひとつぞざつだと思いますが、一か

じやないかと実は考えるわけなんですか。現代大谷崎として文壇に輝いておる谷崎氏がどういう意味で書いたか、「鎌」という、見方によってはきわめて露骨な日記体のものが発表されています。また、若い方としては、「太陽の季節」というような、石原慎太郎君があの露骨なものを書いて発表されています。しかもそれが芥川賞をもらっている。文壇にもいろいろ問題がある。それに相前後してこの法律が出てきたということは、非常にくしき因縁じゃないか。だから、一つこの際世界の人に笑われないような文化的な法律を作りたいというのが私の理想であります。どうぞ、そういう意味で、今後もお尋ねするかもわかりませんが、御了解を願いたいと思います。

人を対象にいたしておりますので、婦人の間に根本的に人権思想といふものを涵養する、あるいはしっかりと勤労觀を涵養するというような、むしろ根本的な方策によってその啓蒙を進めることによって、全般的に婦人の間にしつかりした考え方を植え付けていきたいと考えて、いろいろな啓蒙活動などを進めておるわけでございます。あるいは、具体的には、先般催しました婦人週間などにも、家庭というような問題を取り上げました際に、家庭における倫理、またそれの前提となる結婚、恋愛の倫理というようなものを明らかにするよう努力して参つておるわけでございます。

上げられていないのです。それだから、結局、はなはだしきに至つては中学校の上級生あたりからすでに性の問題が新聞記事や何かの問題になる、高等學校その他に至つては目に余るものがあるということになつてくるのですが、そういう点に関して、一般的には別として、職場においてどういうふうな指導をされておられるか、もし御意見があつたら、この機会に承わりたいと思います。

○高橋説明員 先ほど申し上げましたように、私どもいたしましては、婦人問題といふ立場から、やはり根本的に婦人が人権思想を持ち、また正しい勤労觀を持つことのため啓蒙活動を行なつておりますが、その点におきましては、職場に対しても同じ態度で臨んでいるわけでござります。ただ、私どもいたしましては、このようないい問題は、政府だけ、また法制的にだけ解決を求めるべきものではないと考えますので、民間の有識者の方々

個人としては比較的清潔な良心的な人だそうでござります。それで、あいいう作品に対する批判、これはいろいろ議論がござりますけれども、芸術といふものは人類的のものであつて、立法は国家的なものだというその境界をはつきりわきませていただきたいと私は思います。それから、芸術は、評価が決定しないうちにわれわれ芸術の世界に無縁の者があまりこれに立ち入るということはいけないと私は思う。そして、前例がないかあるかといえば、そのときの作品、たとえば聊齋志異とか、あるいは千夜一夜物語でも、日本の古典にもたくさんあらう性質のものはあるのでござります。それで、谷崎さんだと、あるいは舟橋さんだと、あるいは石原さんという人たちの意見を聞いて、そして立法をするといふことは、私はこの場合妥当でないと考えます。おそらく呼んでも来ないでしよう。どうせわれわれの世界とは別

し、日本に仏教が入ってから数百年の間、親鸞のやつたことは実は型破りで、あつたことは事実でしょう。妻帯せぬ、女を犯さぬというのがおきてで

答弁でよろしくうござりますか。——
それでは高橋婦人課長。

社会現象を見ますと、そういうのじゃなくて、むしろ草薙本位、そうして、その結果において肉体に異状を来たした場合には無責任な状況にある。その結

の指導あるいは各種の団体等における活発な啓蒙活動というものに期待するところが非常に大きいわけでございます。

の高揚あるいは性教育の徹底あるいは経済的な問題の解決というふうな諸般の行政措置なりあるいは啓蒙運動なり、そういうものによって初めて金般が解決される。人間は、これは確かに本能の問題ではござりますけれども、しかし歟と違う。人間としての文化性という意味から申しまして、やはり少くともそういうところは踏み切つていい、という努力があつてしかるべきではないかというふうに考へておるわけですがあります。もとより、われわれは、この法律あるいは刑罰のみによつてこの問題を解決できるとは毛頭考えておりません。

それから、人妻の不貞の問題でござりますが、これは、先生の御存じのように、ケッセルの「星顔」とか、あるいはその他「肉体の悪魔」とか、いろいろそういうふうな人妻の不貞の問題を扱つたものもございますが、現在姦通を处罚しないという現状であります。ただ、それが元春に触れる場合、五条に触れてくるという場合には問題になると考えております。

○世耕委員 今のお話に触れて申し上げたいのは、私はこの法案に真正面から反対しているのじゃない。いかにしてこの法律をりっぱに生かしていくか、という面に慎重を期さなければならぬ、ただ法律のみにたよってはいかぬということを叫ぶために、私はあらゆる角度から御質問申し上げておるわけあります。今おっしゃったようなほかの人は隠れて女郎買いに行く、それをむしる公然と自分の愛人のところへ愛を求めて行つたという親鸞の純真さ、これも私は親鸞のあり方としてりっぽであったと思いますが、しか

間、親鸞のやつたことは実は型破りであった。それを破つた。しかし、それが人間性を追求した親鸞の生き方であります。そこに新しい宗教が生まれてきました。そうして終生宗教生活に生きたという例が記録に残つている。これは、私は、この法律を審議するときのわれわれの一つのいい題材じゃないかと実は考えるわけなんですよ。現代大谷崎として文壇に輝いておられた谷崎氏がどういう意味で書いたか、「鎧」という、見方によつてはきわめて露骨な日記体のものが発表されています。また、若い方としては、「太陽の季節」というような、石原慎太郎君があの露骨なものを書いて発表されています。しかもそれが芥川賞をもらつている。文壇にもいろいろ問題がある。それに相前後してこの法律が出てきたといふことは、非常にくしき因縁じやないか。だから、一つこの際世界の人間に笑われないよう文化的な法律を作りたいというのが私の理想であります。どうぞ、そういう意味で、今後もお尋ねするかもわかりませんが、御了解を願いたいと思います。

○高橋委員長 世耕委員に申し上げますが、労働省の谷野婦人少年局長は、先ほど申し上げたように退席されました。が、労働省の婦人課長の高橋さんがいらっしゃるのですが、高橋さんの御

答弁でよろしくうござりますか。——
それでは高橋婦人課長。
○高橋説明員 婦人少年局長が中座いたしまして、失礼いたしました。
お尋ねの点でござりますが、避妊することによって女性が中性化するというような点があつたかと思います。私についてはよく存じておりません。
それからまた、一般に近來の青少年の間における風紀の頽靡というような点がもう一つのお尋ねの点であつたかと思いますけれども、この点に関しましては、私どもいたしましても、根本的に——私どもの仕事は主として婦人を対象にいたしておりますので、婦人の間に根本的に人権思想というものを涵養する、あるいはしっかりと勤労観を涵養するというような、むしろ根本的な方策によつてその啓蒙を進めることによって、全般的に婦人の間にしっかりとした考え方を植え付けていきたいと考えて、いろいろな啓蒙活動などを進めておるわけでございます。あるいは、具体的には、先般催しました婦人週間などにも、家庭といふような問題を取り上げました際に、家庭における倫理、またそれの前提となる結婚、恋愛の倫理といふようなものを明らかにするように努力して参つておるわけをございます。

社会現象を見ますと、そういうのじやなくて、むしろ享楽本位、そうして、その結果において肉体に異状を来たした場合には無責任な状況にある。その結果婦人をして不幸な生活に陥れるということは非常に重大な問題じゃないかと思うのです。そういう点に関しては、家庭教育、あるいは外部においては、職場において指導者を持つ、また学校においてはきわめて科学的な面から性教育のあり方を指導していく。現在のところ、学校での具体的な性教育に対する指導ということは残念ながら盛り上げられていないのです。それだから、結局、はなはだしきに至つては中学校の上級生あたりからすでに性の問題が新聞記事や何かの問題になる、高等學校その他に至つては目に余るものがあるということになつてくるのですが、そういう点に関して、一般的には別として、職場においてどういうふうな指導をされておられるか、もし御意見があつたら、この機会に承わりたいと思います。

○市近委員 関連して。私は長戸さんに、「一、二点お尋ねしたいと思うのですが、今世耕委員からいろいろうんちくを傾けたおもしろいお話をございましたけれども、私は芸術の問題と立法の問題とはまるで別のものだと考えるのではございます。それで、むしろ、石原慎太郎のような作家を生んだのは、十年間われわれが無法律で壳春の問題を放逐しておいてきたことから生まれているというのが一般的の考え方であつたり、——これは、私人として聞いたことでございますけれども、彼は作家個人としては比較的清潔な良心的な人だそうでございます。それで、あいつの作品に対する批判、これはいろいろ議論がございますけれども、芸術といふものは人類的のものであつて、立法は国家的なものだというその限界をはつきりわきまえていただきたいと私は思います。それから、芸術は、評価が決定しないうちにわれわれ芸術の世界に無縁の者があまりこれに立ち入るということとはいいけないと私は思う。そして、前例がないあるかといえば、そのときの作品、たとえば聊齋志異とか、あるいは千夜一夜物語でも、日本の古典にもたくさんあらう性質のものはあるのでございます。それで、谷崎さんだと、あるいは舟橋さんだと、あるいは石原さんという人たちの意見を聞いて、そして立法をするということは、私はこの場合妥当でないと考えます。おそらく呼んでも来ないのでしょう。どうせわれわれの世界とは別

この立法の審議を決意するにあつたのは、この人たちを呼ぶ必要があるとお考えになるか。これは、国家的なものと人種的なもの、あるいは国際的なものとの区別を考える場合に、どういうふうにそれを取り入れる必要があるか。千夜一夜物語あるいは聊齋志異が出たときには、そのときの立法には何の関係もなく生まれてきていた。その点私ははとくと御考慮を願いたいと思うことが一点。

それから、立法と社会道徳の問題、この点で世耕委員が非常に慎重にお考えになつておられるということはよくわかるのですけれども、私は、立法は日本の道徳の規制を離れて考えていたのであつたかどうかということ、立法が社会教育の一部であるという考え方でこの立法の問題は始まつたと私は思うのです。それで、昨年來のいろいろな調査によりますと、売春婦の数がふえていない、あるいは下つてきてているという事実、それから、世論に巻かれて、圧迫されて、売春婦を買つ男の人気が非常に減つておられるということ、これは調布でも約三割が四割は減じております。それから、八幡では最も減じまして、あれはやれなくなつてやめたということを聞いております。そうすれば、まだ立法されないうちに、これが国会にかかるといふことだけの効果をあげておることを考えますと、立法は教育の一部であり、そして、日本のような国情でまだ民主主義の育成が十分でない国では最も必要な教育であるとわれわれは信じて御協力しているわけですから、その点論理

○高橋委員長 この際私から申し上げておきます。先ほど世耕委員からもお尋ねされたこととおなじで、参考人に関する御意見があり、今神近委員からもお話をございましたが、さきの理事会において一応参考人等は呼ばれないで審議を進めようということに話がまとまつておるわけなんです。しかし、また後日理事会を開いてそれらのことを相談いたしたいと思いますが、今参考人を呼ぶことになつておるわけではないのですから、その点一つ御了承願います。

○長戸政府委員 お尋ねの第一点に対しては、参考人としてお呼びにならぬかなかにつきましては、当委員会における御決定になることと存するわけでござりますが、先ほど世耕委員の仰せになりましたことも、要するに、この法案を審議されるに当たりまして、法律だけなしに、その根本まで深くかかるところ、それへの対策をあわせ行うべきであるというような御趣旨に承つております。従いまして、私どもといたゞしましても、この法律のみでなく、それらの性道徳の頽廃を防止するような対策もあわせ行うという態度で進んで参りたいと考えます。

第一点は、立法が社会教育の一部として考えられるのではないかという御質問でござります。法律の倫理性と申しますが、指導性と申しますが、そういうものは確かにあり得ると考えております。この法案を作成いたすに当りますが、いわば第一歩を築くといふ

○長戸政府委員

この際私から申し上げておきたいのは、ど世耕委員からも参考意見があり、今神近委員のございましたが、さきで一応参考人等は呼ばれていたようというふうに話を進めようとしているわけなんですね。しかるべく理事会を開いてそれらのことをなつておるわけから、その点一つ御了

○高橋委員長 吉田賢一君

まことに遺憾でござりますけれども、このような要請にまだ十分にこたえられません。これは時間的な事情があつたことを私も考えておりまして、たとえば、それぞの審議会等に現われましたあの空氣、事務当局が心にいろいろと検討せられた種々の状況等から考えまして、相当時間の制約が事ここに至らしめたというふうに考えてられるのでございます。しかしながら、法律案 자체といたしましては、何としても、そのような角度から考えたときに、やはり幾多の欠陥があることを指摘せざるを得ないと思うのでございます。これは、さきの政務次官の御答弁、御説明等によりまして、漸次さらに充実していくというような御趣旨を伺つたのでありますから、将来に期するものがあるというふうには一応善意に解しておりますのでござりますけれども、やはり、問題が問題でござりますから、一応指摘して御所見を伺つておきたいと思います。

支。·

べきかどうかということにつきましては、これは非常に問題でございまして、対策審議会におきましても非常な討議がなされた次第でござります。私もどもいたしましては、今回この亮春行為 자체を罰しないという態度をもつて臨みたい。それは、先ほども申し上げましたように、拳証上の問題、それに関連する人権保障の問題、こういうふうなことに関連しまして、現在では踏み切れない。さらに慎重に検討の上のこととは決したいという考え方でございます。

それから、第二点の取扱いの問題、

むしる逆行するのではないかという問題でございますが、これにつきましては、売春婦 자체については、更生保護の措置を先行せしめることによりまして、また業者につきましては転廻業を促進するというふうな態度によって、三十三年の四月一日には、われわれとしては、そういうふうな業者なり売春婦なりというものがなくなることを期待するわけでございます。しかしながら、それがそう簡単には参らないと思いますが、さらにあえてそういうふうな違反をしていくという者に対しては、売春環境を助長する行為を徹底的に取り締ることによりまして、また、外部に現われるものにつきましては五条を活用して取り締る、こういうふうなことによって、実際上御心配になるようない点はほとんどカバーできる、かように考えておられる次第でござります。

前提となる売春行為がなければ業者でないと思いませんので、これらの点につきまして、やはり立証困難ということが理由に、いわゆる環境をよくし外堀を埋めるというようなことは、事実上なかなか困難になるのではないか、こういうふうにも考えられます。そういう声が相当生ずるのではないか、こうなつておるのでございましょうか。あるいはまた、売春婦が被害者で、たとえば少年が被害者であるという御説明すら伺つたのでございますが、これは、刑法の規定などによるとそういうふうにはまだ被害者の立場にあることははずいぶんありますので、これもよくわかが、その原因を探求しますると、また現状を見ますると、弱者であるといつておなり、また、一般に売春婦は、何らか社会的な納得のいく程度と方法によって制裁を加えるということにしないと、まことに首尾、筋が通らないものである、こう考えるのでござります。その点についてはいかがでしょう。

そうしてまた、前に戻りますが、業者処罰の場合に、売春行為自体を処罰対象にしないで業者だけを処罰するということですが、これもやはりどうも理論の筋が通りにくいようにも思われます。審議会におきまして、団藤教授は、この点については理論の矛盾はないような御説明がありましたがけれども、どうも私には納得しがたいでございます。この点につきましても

○長戸政府委員 第一点は、売春行為が、業者等を罰するが、業者が困難ならば自然業者の取締りが困難となるのではないかと、御質問でござります。これは確かにそういう問題もございますが、たゞ、御存じのように、売春行為を罰するとして、売春についての自白をいたしましても、その自白のみをもつてしては有罪といふには参らない次第でございます。ところが、業者あるいは場所提供とかいうふうなものにつきましては、この売春婦の供述なるものは証拠になるというふうな関係からいたしまして、——確かに、先ほど猪俣委員からの御指摘もありましたように、任意の取調べといふな参考人取調べという点から問題がござりますけれども、これは業者である、かように考えております。

それから、売春自体を罰しないのは首尾一貫しないのではないかというような御質問があつたかと思います。これについては、なお今後ともこの売春行為自体の処罰の可否については検討して参りたい、かように思います。

それから、もう一つは、売春を罰しないでその他の業者とかあるいは場所提供とかを罰するのはいかがであろうかといふ御質問でござりますが、確かにそういう御質論もあらうかと思いますれば、私ども、私どもは、先ほども申し上げましたように、この業者とかあるいは場所提供罪とかを、売春の幇助犯的なものとして考えずに、独自の反社会性をそこに見出そう、かように考え

助犯的なものとして考えますならば、刑はむしろ売春婦自身が重くならなければならぬということをあらうかと申します。そういうふうな点におきまして、むしろやはり売春環境の助長として、それを強力に取り締まつて参りたい、こういう趣旨で立案した次第であります。

○吉田(質)委員 なお、長い間さきに法務省の所管でありました売春問題対策協議会におきましたが、昨年の九月度でありますとか、悪質の売春婦については処罰をもつて臨むべきであるとして、答申をしたはずでございます。こういう点にかんがみましても、やはり深く検討し、広く資料をあさって、この問題に対処するときには、やはり少くとも何回も繰り返すという売春についてはこれを処罰対象にするということですが、多くの一致した意見であったようにも思われるであります。やはり、審議会とか協議会とかいうものを政府が作りましたときには、できるだけこれを尊重するということが、その制度を作ったゆえんでもあり、また行政の運営におきましてもそうなければならぬのであります。いつもこういう審議会、協議会の趣旨が尊重せられないことになりますると、審議会はむだになってしまいます。このたびは審議会の案といふものが骨子になつて法案ができたようになりますが、それ以前に非常に慎重に協議しました昨年の答申は、以上述べましたような悪質の売春は処罰をもつて臨むということになつておつたのであります。これに対する御所見がありましたら伺いたい。

○長官 政府委員 仰せのように、昨年

九月二日に答申のありました売春問題に対する対策協議会の御答申では、悪質な売春者を処罰するという形になつております。した。これをもちらん参考といたしまして、このたびの対策審議会の御答申をあわせ考えまして、今回は、先ほど申し上げましたように、売春行為が自体は、倫理規定のみを置いて、他の罰の対象としないという態度をもつて臨むことに決した次第でござります。が、今後とも研究いたします。

○吉田(賀)委員 勘誘行為を処罰いたしまして売春自体を処罰しないということに、この法律案の一つの欠陥があるのだと私は考えておるのでござります。そこで、もし勘誘行為を処罰いたしましたときには、これは、たとえ不起訴をし、懲役とか罰金刑もございまするが、これらの被告に対しまして起訴いたしました後には、やはり適当に保護更生の対象にするという手続が必要であるのではないかと思うのであります。これは、私どもが、売春並びに紳誘などを含めまして、これらの当事者に刑罰とともに選択的に保安処分をなす、こうすることにいたしましたゆえんでございますが、保安処分なくして、ただ保護更生の施設が別に若干設けられたことになつておりますが、これらのことから、やはりこれは保安処分の規定を設けるのでなければならぬと規定を設けるのでなければならぬと思われは一つの大きな欠陥と考えます。婦人た者につきましては裁判所の自由裁量等によりましてこれらの保護更生施設に連絡する道しかありませんので、これがは一つの大きな欠陥と考えます。婦人するところ、やはりこれは保安処分の規定を設けるのでなければならぬと規定を設けるのでございまするが、この点に

○吉田(賢)委員 政務次官が見えましたから、簡単にお伺いいたします。実は、あなたが御不在でありますので、長戸さんには伺つておるわけではありませんが、これは議論を戦わすといつもりはないのです。私どもは問題のある個所につきまして、一応これを指摘して御所見を伺つて、将来さらに寛容を期するという御意向が大体明瞭にわかつておりますので、これを信ずる立場におきまして、二、三質問を続けておる次第でございます。

そこで、今長戸さんにも聞いたのであります。この法律の大きな欠陥は保安処分がないことです。保安処分なしに保護更生施設を持つといいましたところが、たとえば、婦人相談所で相談に応じます婦人相談員があつて、それそれ何かとお世話をなる、これも一応わかりますが、これは、要するに、最終的に婦人に対し保護更生のあらゆる指導をし、もしくは施設を持つて臨むというのではないであります。これは条文にも明らかに出ておりますごとくに、唯一の最終のよりどころは婦人保護施設らしいのですが、これは第十八条によりまして簡単に一条に片づけてしまつておるのであります。その内容等につきましては全然まだ触れられておらない。これも将来大いに充実していくといふように解しまして、いろいろと今安田さんからも伺つてみたのでござります。どうしても、これらの保護更生のためには、この場合には対象は飼誘罪の人々がおもになつて、それ以外は見つかつた人といふふになるのですが、飼誘罪にかかつた人をして対象にしてだけ考えましても、これを続いて保護更生の施設に移していくこと

いうことがないと、その目的を達した
いと思うのであります。私どもの法律によ
ります売春行為を自体を处罚する
場合にはおきましては、金的にこれが対象になりますので、一そらその関係は明瞭に打ち出されてるのであります
が、ここに現われました勧説罪だけを対象にしてみましても、これらの人々をどういうふうに保護更生せしめるか
という手続は、どうしても充実し完備した保安処分の段階がその中間において必要でなければならぬと思うのであります。
婦人相談所において若干の調査をしあるいは職能的判定、学問的な観察も若干なさるような規定はないで
はありませんけれども、やはりこれは保安処分によりまして、たとえば保護観察の処分であるとかあるいは更生教育を施すとか、そういうことを忠実に行うことによって、私は、その対象になった婦人の性格なり、環境なり、いろいろなものに適応する将来の保護更生対策が立てられると思います。どうして、もう、う一つの有力な段階がなれば、機関が設置されなければ、ほんとうに保護更生の施設が活用されないと思うのであります。やはり首尾一貫しなければならぬという立場から見ますると、どうも、最初と終りがあつて、まん中が抜けておる、終りはしつぶみたいにすつとなつて粗末なものになつておる、こういうことになるのですと、一日も早く保安処分の規定をお作りになりまして、婦人のために保護更生の道を学問的にもしくはいろいろな角度からこれを導いていくという処

分をする、こういう保安処分なるものがどうしても必要であることを痛感いたします。長戸さんもせつかく御努力になつておりますが、「一つ、法務省といたしましても、どうしても馬力をかけてその保安処分問題をできるだけ早く御解決になることが、私はこの法律の中身の一番重要な部分が抜けているところを補充するゆえんだと考えるわけであります。一つ、大臣にかかる意味におきまして、松原さんからはつきりとしておいていただきたいのであります。

○松原政府委員　ごもつとも千萬でございまして、吉田委員もそのメンバーとして御承知の通りに、かねて先月末に壳春対策審議会の方で法務省にその保安処分の立案の御要求がありまして、五月一日付をもつて法務省からはこれに対する構想をお答え申しております。それで、今その要綱を一応ここで申し上げておきます。

一、裁判所は、壳春防止法第五条の罪を犯した女子に對し、刑罰に代えて保安処分の言渡をすることができるものとすること。

二、保安処分は、保護観察処分と矯正処分の二種類とすること。

三、保護観察処分は、犯罪者予防更生法に基いて行うものとすること。

四、矯正処分の執行は、収容施設に収容して行うものとし、その管理、矯正教育、その他の待遇につき必要な基本的規定を置くものとすること。

五、矯正処分の期間は、相対的不定期とし、仮退院、戻し収容、退院につき必要な規定を置くものとす

六、退院及び仮退院の決定または仮退院中の保護觀察は、地方更生保護委員会または保護觀察所が、関係行政機關と緊密な連絡をとつて行うものとすること。

七、保安処分の競合する場合に關し、必要な調整の規定を置くものとすること。

こういうような構想を、本月一日付をもつて対策審議会の方にもお答え申し上げております。この法案の審議と並行して、できる限りすみやかにこの保安処分を具体化するものであります。社会党からお出しになつてありますものとほとんど軌を一にしますが、若干今手続の上で食い違つておる点があります。けれども、そういうことは大同小異でございまして、御趣旨の通りに急いでいるということだけを申し上げて、これがこの対策の骨子であるものだと私も信じます。刑罰は目的じゃない。刑罰に処さないで、極力個人個人の人権を重んじつ更生のできる手段を講ずるということに十二分の力を尽したい、ということにござります。どうぞ御支援をお願いいたしたいと思ひます。

○吉田(賢)委員 私どもも、この売春防止につきまして法律を作り、また売春行為自体に対する处罚規定をかりに設けた場合におきまして、やはり売春のよつて来たる原因にいろいろと社会的な原因があるということは、これはもう明らかでございまするので、従つて、これらの婦人に対する保安処分並びに保護更生、また転落する人に対するその他の防止のための対策、こういったものが一貫して整備せられるという

ところにこの法律のはんどうの筋の通った体系があると信じておりますので、ただいま次官からお述べになりますが、するそのお意気込みは、ぜひとも一つ実現するよう邁進されることを要望いたします。

それから、もう一つ、これは厚生省の方に伺つた点でござりますけれども、なお、今の保安処分とともに、婦人保護施設につきまして、これは次官に伺うのでありまするが、やはり非常に重要な規定であると私は思ひまするので、これらにつきまして、一つ相当充実した構想と規模をもつて立案にかかりました。だくということ、これは必ずしも国が直接おやりになる必要はないことはもちろんでありまするが、やはり国自身がこれは必要とすることにして、府県その他の地方団体にまかさんといいたしましても、国の責任においてこれを設置するという方向に、これはぜひとも特段に重視していただきたい、こう思うのであります。この点について、一つ法務省としてのお考えを伺つておきたいと思います。

○松原政府委員 ごもっともに存じます。吉田委員も御承知の通りに、答申は、この費用も補助になつておるのです。しかし、政府の方では、これを補助とせずして、明らかにその重要な一部は国費の負担にいたしたのであります。と申しますのは、地方々々の貧富その他の条件に応じてするものではないので、國の根本的な要求としてやる、國の政策としてやるというところにこの第三章の重きを置きました。大臣もいろいろ文句もありましたが、國の負担でやるということに決定いたしました次第でございまして、これはもう

かたき決意をもつてやりますと同時に、この条章も十二分に整理しまして有効適切に行わるるようにいたしたい希望は持つてゐるのでござります。ただ一度にはできませんまいが、今後漸を追うて完璧なものにいたしたい、かよう考へてゐる次第でござります。

○吉田(賢)委員 それから、この施行期日の問題であります、これには附則一号に記載されております。この点につきましては、私どもは根本的に、時間が長過ぎるよりも、むしろかかるだけすみやかに実施すると、う方がかえって実効をあげ得るのではないかろうか、こういう考え方を持つてゐるのであります。と申しますのが、やはり、前段におきまして社会悪であることをうたい、今日は、実情におきまして、たとえば赤線地域にいたしましても、当然これは廢止されるべきであるというお考への方が逐次多くなつてゐると私は思ひます。また、売春行為をなす婦人におきましても、やはりこういった法律がやがて実現するのであるということをそれぞれと知りつあるものと思います。こういうようなときには、一切をだしぬけに直ちに実施するということはかえつて社会秩序を乱す危険があるのでござりますけれども、しかし、そうちといて、間が伸びてしまうといふようなことになりますと、かえつて踏み切りがつかなくなる人を作り、あるいはまた、国会で論議され法律が公布された当時は、それぞれ重大に考へてゐるけれども、日がたつに従つて、また何とか別の方法でいく道はないだろうかと、いうようなことを考へる方がだんだんふえてきやしない

いだらうか、そういうことになりますと、脱法的な方法が助長されると、いうような結果になりはしないだらうか、やはりこれは、可能なのみやかに実施するということを原則とする、こういう考え方をとることの方がよいのではないだらうか、こういうふうに実は思つてございまして、私どもいたしましては、人身売買あるいは勧誘罪等におきましては、これは公布と同時に施行するというくらいにしてよいのではないか、だらうか、これらのものにつきまして相当期間待つということはほとんど理由がない、あるいはまた、業者関係におきましても、一年くらい猶予期間を置くというのでよいのではないであろうか、こういうふうにも考えるのでござります。この点につきましては、別の考え方もあるかもわかりませんけれども、今述べましたような理由が加えって適當ではないだらうか、こう考えるのでござります。この点につきまして、次官から伺いたいと思います。

行させて、その先行の実績のあがるに従つて刑罰の部分が漸減する。理想的に申せばなくなつてしまふようなところにまで持つていいたいというのが、この刑罰の部分を一年おくらせ、保護更生の措置をこれに先行させた理由でございまして、いたずらにわれわれは御意見はまことにごもともな点もございますが、一応政府はかよくな意味におきましての時期を西した次第でござります。御了承願います。

○吉田(賀)委員　この法律が実施せられましたら、附則第四項によりまして、当該地方条例は失効することに規定されております。そこで、これは長戸さんにも伺うのですが、さつき御説明があつたようですが、私、中座しておつて聞き漏らしたのですが、この法律が実施されて地方条例は無効になつていく。ところが、売春は野放しなつたというので、それぞれうまい方法を設けて至るところでまたはびこるというようなことがかりにあって、当該地方公共団体においてまた地方条例を作るというようなことは、これは可能ではないのであろうか。あるいは、この法律は、売春行為を許さない、悪なりという宣言をしておる、また当該地方条例が違法であるということをうたつたその後であるから、その種の地 方条例は再び制定することはできなかつた。あるいは、売春行為についての今更けれども、どうもその点私は納得がいたしかねるのでございまするが、理論的にどんなものでございましょうか。あるいは、売春行為についての今の条例のようなものは一たびはこれを

失効せしむるという議決を地方議会においてなし、また必要によつて再びこれを起す。こういうよなときには、この法律に反するという趣旨で、そのような条例は作ることを許されないということに解しておられるのかどうか。ことを一つ、あるいは御説明になつたと思いますけれども、もう一度はつきりしておいていただきたいのです。

○長戸政府委員 お手元に先ごろ御配付申し上げました売春防止法案逐条説明書と申しますのがござりますが、その二十一ページから二十二ページにわたりまして第四項の説明をいたしてございます。すなわち、この第四項は、この法律の施行が地方公共団体の条例に及ぼす効力を明らかにした宣言的な規定でありまして、創設的な意味は持つております。そうして「この法律は、売春を助長する行為をはじめ、売春をする者の勧誘行為等を広く处罚することにしましたので、これにより、この法律に規定する行為はもちろん、売春をして、又はその相手方となる行為その他売春に関係する一切の行為は、すべてこの法律によって取締らうとする国のことの意思が明らかになつた」、こういうふうに私どもは考えるのでござります。

従いまして、國のこの意思に反することとなる売春条例の規定は当然無効となる、従つて、本項におきましてその趣旨を明らかにしたこの法律が施行された後におきまして、ある地方公共団体においていわゆる売春に関する条例を作りました場合においても、それはこの國の意思に反するものとして無効となる、こういうふうに考えておりま

○吉田(質)委員 そこで、この第二十ページの五行目、「この法律に規定する行為はもちろん、売春をし、又はその相手となる行為その他の売春に関する一切の行為はすべてこの法律によつて取締らうとする國の意思が明らかになつた」云々というのが御説明の根拠らしいのでござりますが、ところが、この法律は、売春行為を取り締るという國の意思はないのであります。売春を取り締らないということが國の意思なんです。劈頭の偏理的宣言で、売春は悪なりということを宣言してある。しかし、これは、法律ではありませんけれども、その内容は、取締りではなくして、倫理的宣言そのものであります。倫理的宣言そのものであるというのは、それはやはり人の行為を強制するとか何らか制限を加えようという國家意思ではなくして、道徳的な宣言をせられたのであるから、悪いのである、社会惡であるといふことの宣言をせられたのであって、取締りという趣旨は含まれておらぬようと思われます。ということになると、どうもそこに御説明と法文とが一致しないように思われますのです。私も、この法律が実施されるならば、法律を逸脱する地方条例は行い得ないということは憲法によつては売春そのものを取り締らないことに野放しになつたのだから、今度取締条例を作るぞということは、どうも矛盾しないようと思われるのですが、どんなものでしよう。これは相談的に御質問するのですけれども、私もこの点については実は自信も

ないのですけれども、どうも納得しかねますので……。

ばいかぬというようなお考えが必ずあるものと私ども思うのであります

で姿が変つてきますと、取締りの対象もまた私どもは減したいのであります

○長戸政府委員 確かに、御指摘の通り、これは表現の誤まりがございま
す。実は、こういうことを申しては何で
すが、昨夜急いで作りまして、けさ

が、やはり、相当な予算要求をする」とが、私はこの法律を実効あらしめるべきであると考えまするし、また、特にそういうふうにしていくのでな

す。なるべく少くいたしたい。そこで、今から予算措置をすることが非常にむずかしいと思う。一応の予算は立てておりますが、まだまだ要求の手續

まで徹夜で刷らしたものでございまして、その間少し間違つてしまつたのでござります。このままで直すとしますれば、「すべてこの法律によつて規律しようとする國の意思が、こういふらう

れば、若干経過期間の空白の間の各学者のこれに対する準備というのも、やはり予算措置におきまして足りないということになることをおそれます。そこで、予算についても担当大臣とす

をするところまでは固まっておりませ
んので、今額を申し上げることは差し控
えたいと思いますが、相当額のものを
要求するつもりであります。しかし、
私どもは、反対の車両によつてこら

にお直しいただきたいと思います。壳春をし、その相手方となることについては、国としてはこの法律では処罰しないんだ、従つて、それを処罰しようとする条文は無効となる、また、壳春

も折衝なさったろうと思うのであります
するが、これはその内容を一々伺う必要
は今のところ私はないのであります
す。しかし、その辺については相当予
算要求がされねば、かなと思ひります

びただしい金が要るものとは思ひませ
ん。むしろ予算は更生保護の面にできき
る限り取りたいという希望を持つてお
るし、厚生省の方では非常に大きな案
もちらりと見て、こちらもこゝへ

を助長する行為につきましてはこの法律によつて取り締ることにしておる、従つて、その範囲またはこれに反するものとしての条例は無効となる、こ

が、法務省としてはどういうふうになつておるか。もつとも、予算となりますると、法務省関係でなく、むしろ厚生省が最も大きな割合を占めておる

○高橋委員長 本日はこの程度にとど
し、今日の財政面にとらみ合せませ
て、適度のことろに落ちつくものと考
えております。

ういうふうに二段分けにして解説すべ
きものと考えております。

見えているのは厚生省、労働省、法務省の三つでありまするが、そこはどの省の方でもよろしくござりまするか

めまして、明日、午前十時理事会、十時半委員会を開会する予定であります。

戻つて、法律案が倫理的宣言であるから、従つて今後地方条例ができたときの問題になりますようということの意

ら、予算関係につきまして相当積極的な態度をもつて対処していただきたいと私は思うんだが、この点については

午後五時四十七分散会

見にいたしておきます。これにつきましては、一つ確信のある御解釈をしておいていただきませんと、今後問題が起つてはいけないと思いまするので、御質問申し上げた次第でございます。

○松原政府委員 御承知の通りに、こうした予算が貧弱でありますから、いろいろ御疑惑をいただくと思うのですが、取締り陣営の予算も、今どうお考えになりますか。

それから、ちょっと予算関係について松原政務次官に伺つておきますが、全体といたしまして、まさか予算が取れぬだらうというような不思議な気持でこれをやりになつたのではないか、大蔵大臣が御出席になれば、画期的なこの法律を財政的に援助しなけれ

事務当局で立ておるものを見ますと、相当の額のものでござります。しかし、これは何と申しましても三十三年からの問題でありますので、それまでの間に、先刻も申し上げましたように、とり急ぎ更生保護の面で予算が厚生省の側から要求せられまして、これ

昭和三十一年五月十五日印刷

昭和三十一年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局